

平成 28 年 9 月 20 日現在

食育推進計画（第 3 次）

（案）

未定稿

兵 庫 県

目 次

第 1 章 推進計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	2
5 計画の推進体制	2
6 計画の管理	3
7 関係者の役割	4
第 2 章 食をめぐる現状	7
1 食生活と健康	7
2 食料の生産と流通、伝統的な食文化	13
3 食育活動の連携強化、体制整備	16
第 3 章 第 2 次計画の成果と課題	19
1 第 2 次計画の成果	19
2 取り組むべき課題	20
第 4 章 ひょうごの食育のめざす方向性	23
1 重点課題	23
2 取り組みの柱	25
第 5 章 具体的な施策展開	26
柱 1 若い世代を中心とした健全な食生活の実践	26
柱 2 健やかな暮らしを支える食育活動の推進	35
柱 3 食や「農」に積極的に関わる活動の推進	40
柱 4 食育推進のための体制整備	46

参考資料

第1章 推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では食の安全安心及び食育に関する施策を総合的・計画的に推進することにより、豊かで活力ある社会の実現をめざす「食の安全安心と食育に関する条例」を平成18年3月に制定しました。この条例を踏まえ、5か年の計画として、平成19年3月に「食育推進計画～食で育む 元気なひょうご～」、平成24年3月に「食育推進計画（第2次）」を策定し、保健、農林水産、教育を中心として関係各部署が連携し、食育を推進してきました。

その結果、地域と連携した食育活動に取り組む組織・団体数は着実に増加し、また、全市町で食育推進計画が策定され、県民の食育活動を支える体制が充実し、食育の実践と連携は着実に推進されてきました。

一方で、若い世代の朝食欠食の割合が高く、地域の行事食、郷土料理を知っている人や作ることができる人は、計画策定時と比較して進捗が見られないなど、食に関する知識や実践状況などに課題が見受けられます。

また、新たな課題として、核家族や高齢者の単独世帯、ひとり親世帯が増加するなど家庭の状況が多様化し、こうした家庭の生活環境が食育の実践に与える影響についても考慮する必要性が高まっているとともに、少子高齢化が急速に進展する中で、健康寿命の延伸に向け、食育の視点を踏まえた取り組みの強化が必要です。

このような状況を踏まえ、第2次の計画期間内の取り組みの成果、県民の生活を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、本県が目指す食育推進の方向性を再認識し、地域全体で連携を図り、「食の安全安心推進計画」と一体的に食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな「食育推進計画（第3次）」を策定します。

□食育とは

食育基本法では、食育は生きる上での基本であって、教育の三本の柱である知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの、とされています。

このことを踏まえ、『**私たちが自然環境の中で生かされていることを認識し、健全な食生活が実践できる人を育てること、社会全体で健全な食生活を実践しやすい環境をつくっていくこと**』と定義することができます。

食育の実践により、生活の質（人が心身ともに健康で楽しい生活が送れること）と環境の質（食料を供給する自然や社会が豊かであること）のよりよい共生、循環につながります。

2 基本理念

本県では、食育の推進により、県民が豊かな人間性を備え、心身ともに元気(健康)で、明るい家庭が地域に広がり、地域の元気をつくる『心身の健康の増進、豊かな人間形成及び明るい家庭と元気な地域づくり』の実現を基本理念とし、これを推進するため、次の3つを基本方針として取り組みます。

□基本理念

『心身の健康の増進、豊かな人間形成、
明るい家庭と元気な地域づくり』の実現

□基本方針

- すべての県民がそれぞれの食育活動をすすめる
- 県民が生涯にわたり健全な食生活が実践できるよう、すべての関係者で食に関する環境の整備を図る
- “ひょうごらしさ”を活かした食育をすすめる
(ひょうごの五つの国(地域)の特徴、震災の経験と教訓)

3 計画の位置づけ

この計画は、兵庫県食の安全安心と食育に関する条例第6条の規定に基づき、食育に関する施策及びその目標について定めたものです。

また、この計画は食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画として位置づけます。

なお、この計画は、「21世紀兵庫長期ビジョン」、「兵庫県健康づくり推進プラン」、「ひょうご農林水産ビジョン」などとの整合性を図り策定します。

4 計画の期間

この計画の期間は平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、計画の変更が必要となった場合には、「食の安全安心と食育審議会」の意見を聴いて見直しを行います。

5 計画の推進体制

知事を本部長とする「食の安全安心と食育推進本部」において、関係部署、県民局が連携し、県を挙げて施策の総合的な推進を図るとともに、計画の進行管理、調査を行います。

本県が設置している「食の安全安心と食育審議会」において、それぞれの専門的な視点から、推進状況の評価、検証を踏まえた調査を行います。

計画の推進に当たっては、国や他の都道府県及び市町、関係機関・団体との緊密な連携を図ります。

6 計画の管理

(1) 計画の公表

計画を定めたとき、または変更したときは、条例第6条第4項及び同条第5項の規定に基づき、県のホームページなどで速やかに公表します。

(2) 年次報告

計画に基づく施策の実施状況について、定期的に調査などを実施し評価を行い、条例第6条第6項の規定に基づき、県のホームページなどで公表します。

7 関係者の役割

食育の主役は県民であり、県民一人ひとり、その家族や仲間が主体的に食育を実践することが重要です。

また、すべての関係者が連携・協力し、それぞれの役割を果たすことで、実効性のある食育の推進が期待できます。

(1) 県民(個人・家族・仲間)

県民一人ひとりが食育をすすめる主役であり、食を大切にできる心を持ち、健全な食生活の実践や食を通じたコミュニケーションなど、食育に対する関心を高め、「農」とかかわりを持ちながら、生涯にわたり健全な食生活を実践します。

家庭では、基礎的な食習慣、食に関する知識や実践力を身につける場であることから、家族で楽しく食卓を囲む、食事づくりに参加する、地域の食の理解のための体験など様々な機会を捉えて、家族や地域との交流を持ちながら積極的に食育活動に取り組むものとします。

仲間や友人は、食の情報を共有する、食事を共に楽しむことによってコミュニケーションを図る、個人の望ましい生活リズムの実践を後押しする、地域で行われる食育体験学習と一緒に参加するなど、共に食育活動に取り組みます。

(2) 学校、幼稚園、保育所、認定こども園等

学校や幼稚園、保育所、認定こども園等では、子どもたちに直接関わる専門職がその知恵と技を活かし、地域の関係者と連携して様々な体験を通じて食べることの楽しさや大切さを伝え、食への興味を喚起させるなど、食育を推進します。

給食や食事の時間などを通じて、子どもたちの食に関する正しい理解と望ましい食習慣や社会性を養います。

学校においては、校長のリーダーシップのもと、栄養教諭をはじめとして全教職員が連携を図りながら、教科・特別活動などの学校の教育活動全体を通じて、組織的・計画的・継続的に食育に取り組んでいきます。

幼稚園、保育所、認定こども園等においては、子どもが生活や遊びの中で自らの経験や体験を通じて、健康な心と体を育てる基本となる「食を営む力」を育めるよう、組織的・計画的・継続的に食育に取り組んでいきます。

子どもが望ましい生活リズムやマナーを身につけるには、家庭の理解が不可欠であることから、家庭への積極的な働きかけを行い、連携して食育に取り組みます。

兵庫県学校給食・食育支援センターでは、学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、食育推進活動への支援や地産地消の促進に取り組んでいます。

(3) 職場（事業者）

従業員が仕事と家庭を両立し、将来にわたって健康の保持増進できるよう、事業所健診後の保健指導・栄養指導の実施、食育に関する講習会への従業員の参加促進、健康や栄養に関する情報提供などに努めるものとします。

社員食堂においては、県産農林水産物の活用、健康に配慮したメニューの提供や個人に適した量や組み合わせが選べる提供方法、健康づくりや食育に関する情報提供に取り組むものとします。

(4) 地域団体・関係団体

食生活改善活動を行っている兵庫県いずみ会などのボランティア団体を始め、生活研究グループ、消費者団体、子ども会、婦人会、老人クラブ、自治会などの地域住民による団体やNPOなどの地域に根ざした食育活動を行う団体は、それぞれの活動目的や特徴を生かし、調理体験、地域の特色ある食文化の伝承、食の安全安心に関する知識の普及、共食の場づくりなど、相互に連携して地域の身近な場で日常的に食育を学ぶ機会をつくり、地域住民と一体となった食育活動に取り組むものとします。

さらに、専門職種による団体、農業や漁業などの生産者による団体など関係団体は、それぞれの活動目的と専門性を生かし、相互に連携して県民の食育活動の推進に取り組むものとします。

(5) 食品関連事業者・健康関連企業等

食品の生産から製造、加工、流通、販売に至るまでの農業、水産業、食品製造業、販売業などのすべての食品関連事業者や企業は、それぞれの分野における食育を推進し、社会全体での食育推進に努めるものとします。

特に食品関連事業者や飲食店は、販売する食品へ適正な食品表示を行なうとともに、食の安全安心に関する情報、健康的なメニューの提供、食育活動の場の提供など、食育に関する社会貢献活動に積極的に取り組むものとします。

また、マスメディアにおいては県民が食に関する正しい情報を選択できるよう、適切な情報の発信に努めるものとします。

(6) 市町

市町は、地域住民と身近に関わる立場から、食育を住民一人ひとりに浸透していくうえで重要な役割を担っています。

そのため、市町は、国、県がめざす食育の方針を踏まえ、地域の特性を活かした市町食育推進計画を策定、地域団体・関係機関の参画による食育推進会議の設置など、食育に関する施策の総合的かつ計画的な推進が必要です。

さらには、食育の意義を普及し、食育活動をおこなう人材の養成や地域団体と連携した活動の展開など、住民による食育活動を支援し、家庭、学校、幼稚

園、保育所、認定こども園等、職場、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所で、食育活動が取り込まれるよう、各種施策の積極的な推進に努めるものとします。

(7) 県

食育の意義を普及し、県民一人ひとりの食育への関心や意識を高め、食育への取り組みの定着化を図るため、食育活動を行う団体と連携し、人材の養成、その他県民による食育活動を支援します。

家庭、学校、幼稚園、保育所、職場、地域などその他のあらゆる機会とあらゆる場所で食育活動が取り込まれるよう、県内全域を対象に各種施策を推進するとともに、施策の実施に当たっては、市町と連携し、効果的に実施します。

また、市町食育推進計画の推進を支援し、国や他都道府県と食育に関する情報交換を行うことにより地域への情報提供に努めます。

食の安全安心と食育に関する重要事項を審議するため「食の安全安心と食育審議会」や「食育推進部会」を定期的で開催し、計画の進捗状況を踏まえた計画の見直しについて審議を行い、施策に反映します。

第2章 食をめぐる現状

1 食生活と健康

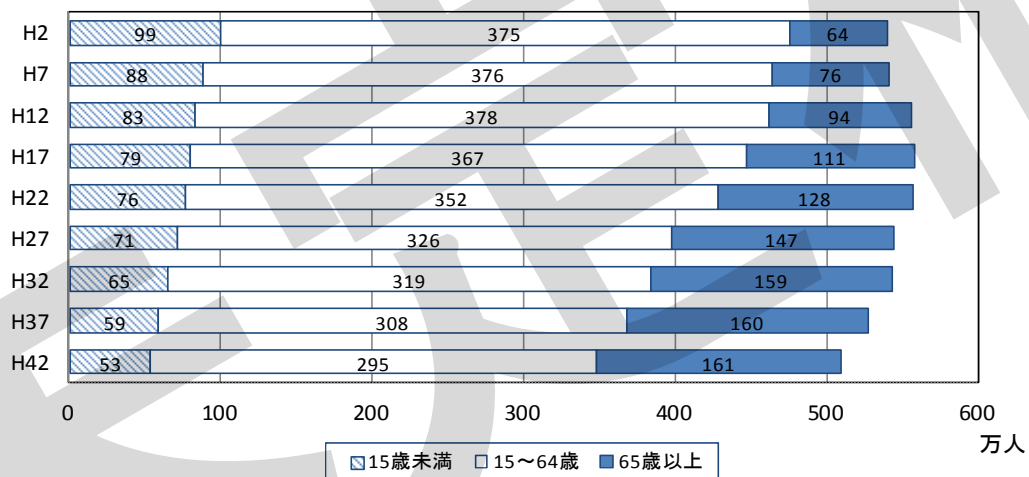
(1) 人口の推移、家族形態の多様化

○ 兵庫県の人口は、5,536,989人（平成27年）で560万人を超えた平成21年を頂点に減少傾向にあり、今後も減少が続くと推計されます。

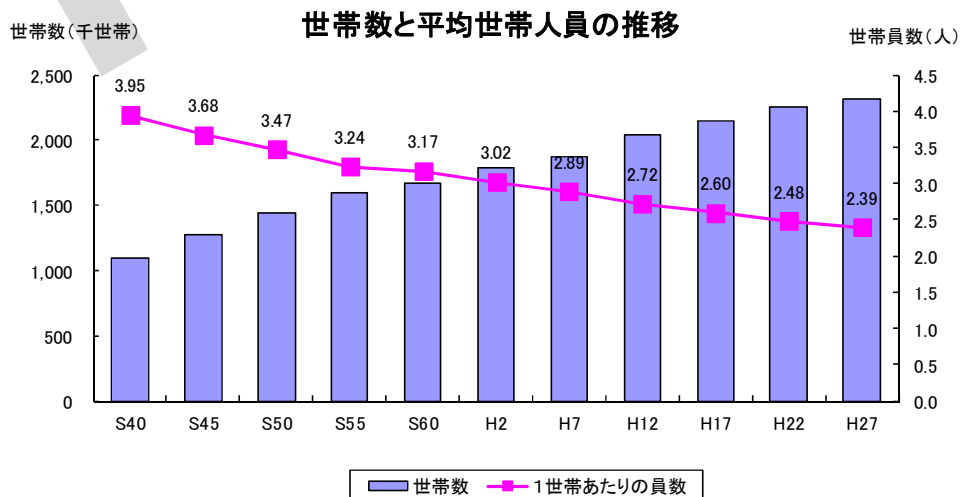
また、現役世代（15～64歳の生産年齢人口）は減少する一方で、高齢化が進展し平成37年（2025年）には、65歳以上人口の割合が30.2%になると推計されています。

○ 一方、世帯総数は増加し、特に単独世帯や夫婦のみの世帯が増加するなど世帯の細分化が進んでいます。

兵庫県将来推計人口（年齢別）



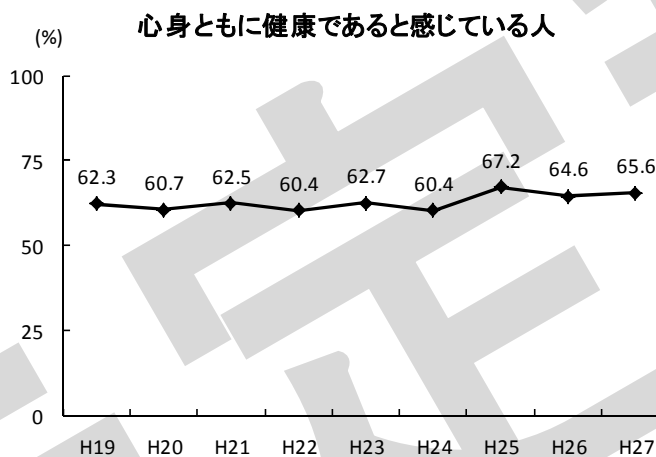
資料：総務省統計局国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所将来推計



資料：総務省統計局国勢調査

(2) 県民の健康状態

- 心身ともに健康であると感じている県民は 65.6%です。
- 健康を維持するために大切だと考えている要素として、栄養・食生活が 75.9%と最も高く、各年代とも 7 割以上となっています。
- 兵庫県の平均寿命は男性 79.89 歳、女性 86.39 歳で全国平均とほぼ同水準であり、健康寿命は男性 78.47 歳、女性 83.19 歳であり、その差は、男性 1.42 歳、女性 3.20 歳となっています。
- 死因別死亡率では、悪性新生物、心疾患、肺炎、脳血管疾患の順となっており、生活習慣病が大きな割合を占めています。また、高齢期に多い肺炎が 3 位となっています。
- 働き盛り世代のメタボリスク該当者の割合は、年齢が上がるとともに高くなっています。



資料：「ひょうごのゆたかさ指標」県民意識調査

□健康を維持するために大切な要素(2つまで選択)

区分	① 栄養・食生活	② 運動・身体活動	③ 休養・余暇・睡眠	④ 健康診断の受診	⑤ 歯と口の健康づくり
全県	75.9%	47.2%	39.4%	23.1%	7.1%
男性	67.5%	54.1%	39.4%	24.4%	7.1%
女性	82.0%	42.7%	39.8%	22.1%	7.0%
20代	76.4%	36.8%	65.8%	9.2%	4.3%
30代	79.9%	37.5%	59.9%	13.8%	3.5%
40代	70.9%	44.2%	52.2%	22.8%	4.0%
50代	76.8%	43.5%	41.4%	24.0%	7.6%
60代	75.8%	53.6%	30.8%	24.0%	7.9%
70代	76.3%	56.4%	22.0%	28.7%	9.1%
80歳以上	76.8%	47.7%	23.2%	32.5%	11.7%

資料：県民意識調査 (H27)

□死因別死亡率

順位	死因	割合
1	悪性新生物	30.0%
2	心疾患	15.0%
3	肺炎	9.0%
4	脳血管疾患	8.0%

資料：H26人口動態統計

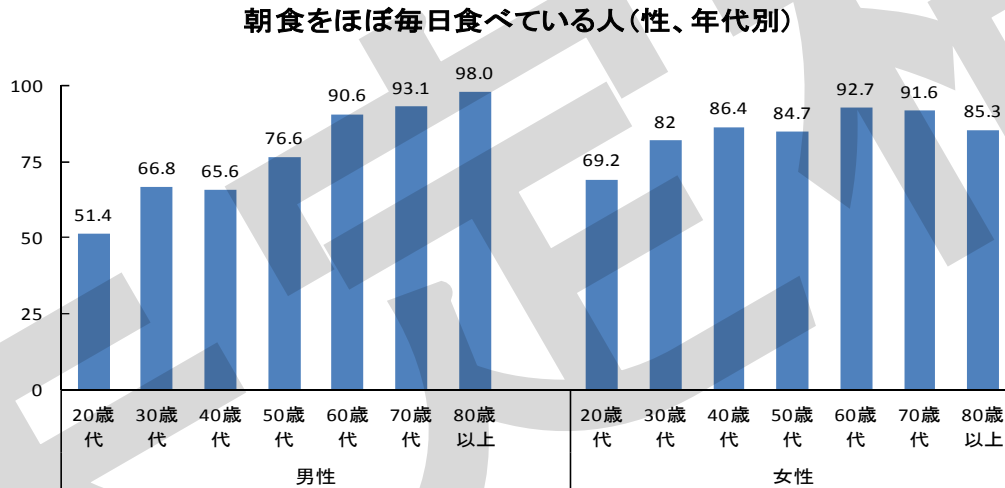
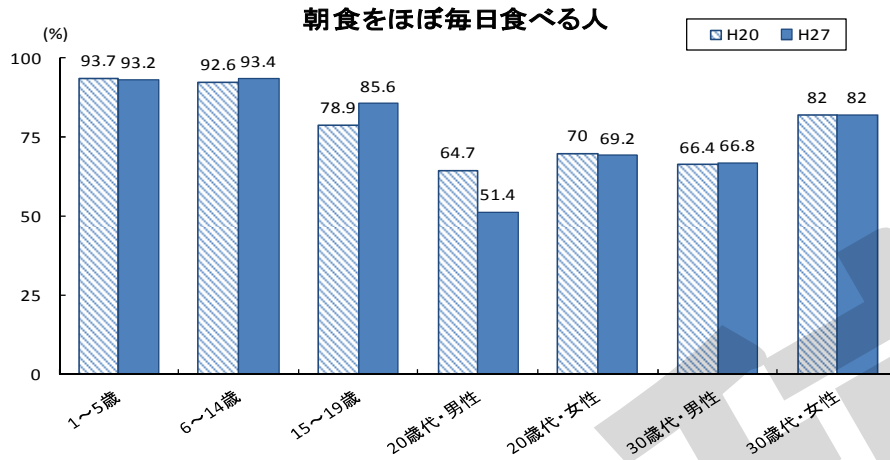
□メタボリスク該当割合

年齢	割合
35～39歳	7.3%
40～49歳	11.0%
50～59歳	16.5%
60～69歳	22.5%

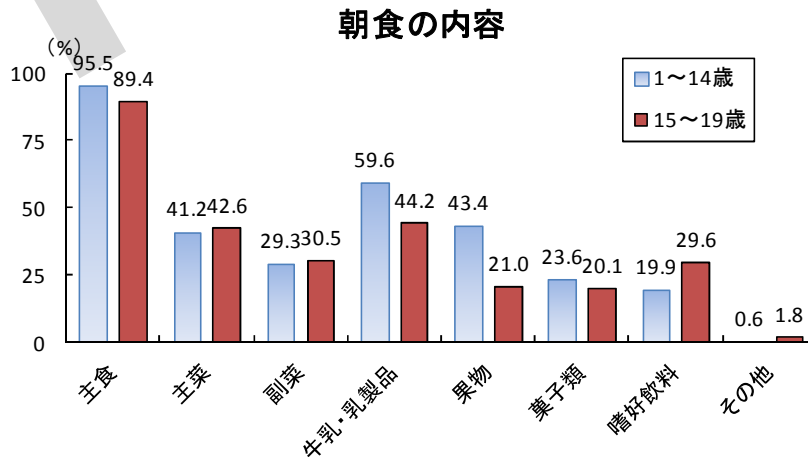
資料：H25協会けんぽ加入事業所調査

(3) 食生活の状況

- 朝食の摂取状況では、ほぼ毎日食べる人は20歳代男性で51.4%、女性69.2%しか食べておらず、男女とも他の年代と比べ低くなっています。

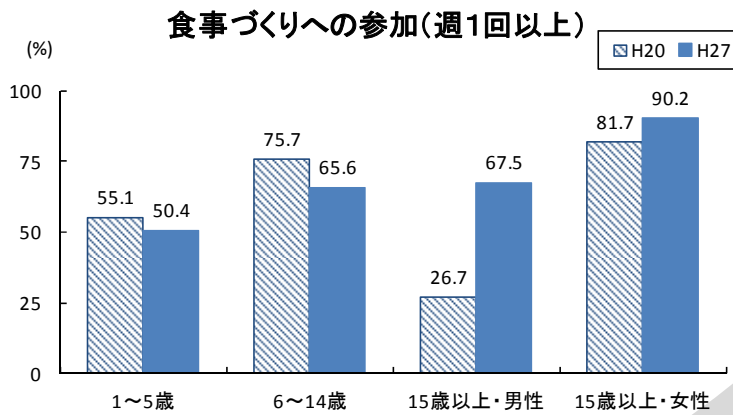


資料：ひょうご食生活実態調査(H20)、県民意識調査(H27)

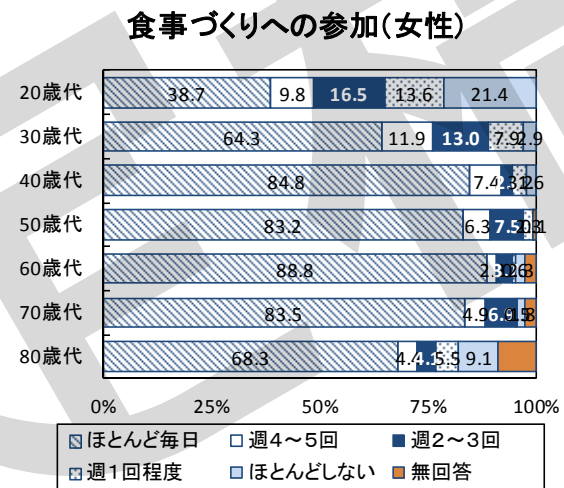
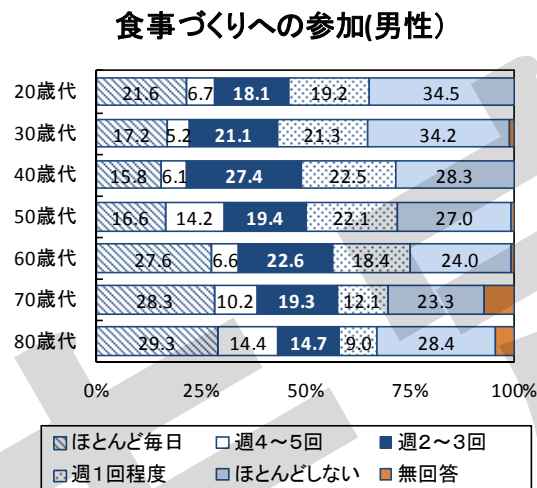


資料：子ども・若い世代の食生活実態アンケート(H27)

- 食事づくりへの参加（週1回以上）では、男性 67.5%、女性 90.2%であり、特に男性の参加が増加しています。また、男女とも 20 歳代が他の年代と比べて食事づくりへの参加が低くなっています。

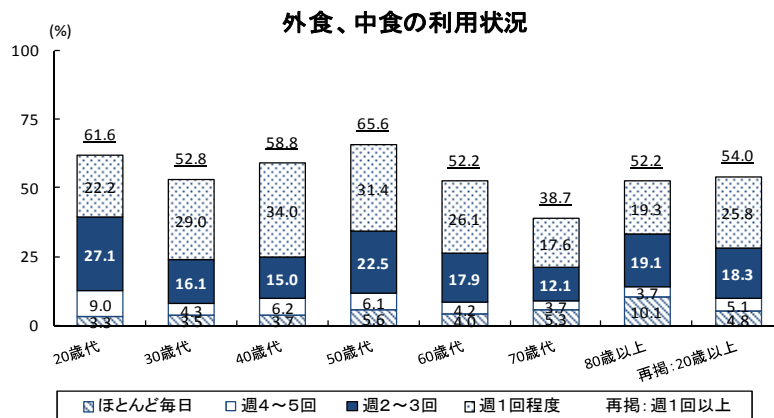


資料：ひょうご食生活実態調査(H20)、県民意識調査(H27)

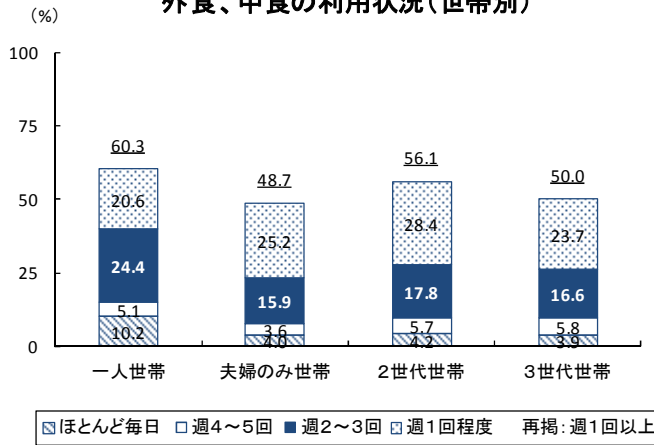


資料：県民意識調査(H27)

- 夕食での中食や外食の利用状況は、約半数以上の方が週1回以上利用しています。また、世帯構成別では、週1回以上の利用が1人世帯で 60.3%となっています。



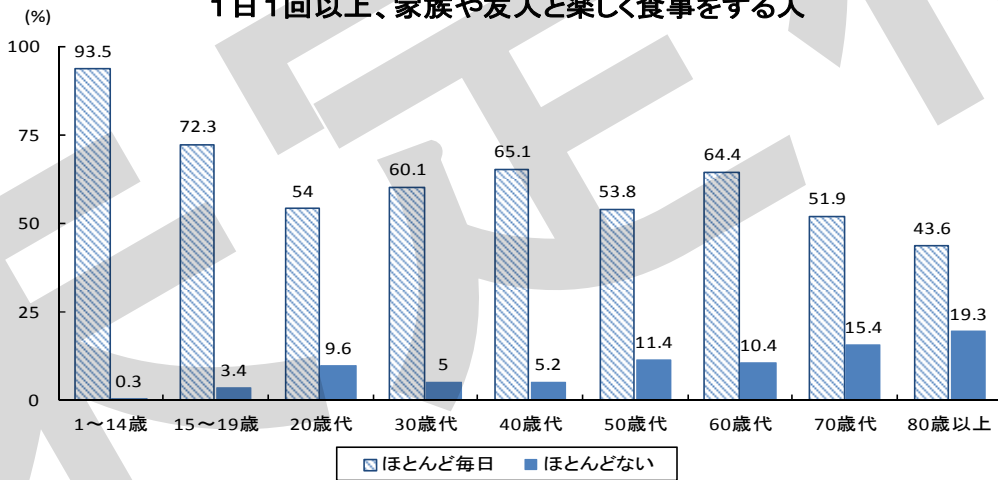
外食、中食の利用状況(世帯別)



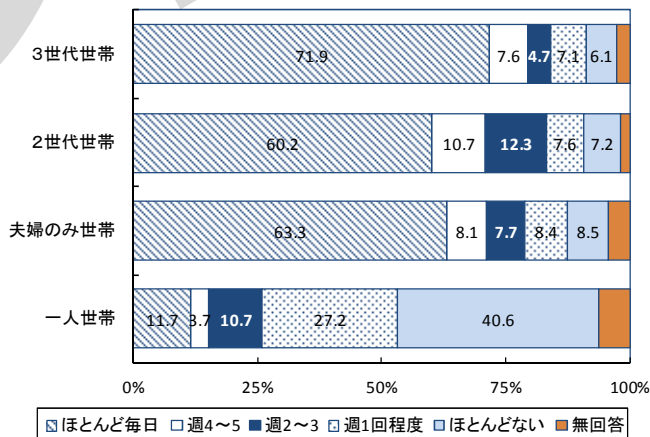
資料：県民意識調査（H27）

- 共食の状況では、毎日、家族や友人と楽しく食事をしている機会がある人は、1～14歳 93.5%、15～19歳 72.3%、40歳代 65.1%、世帯別では3世代 71.9%、夫婦のみ 63.3%、2世代 60.2%の順に多くなっています。
ほとんど食べる機会がない人は、年代があがるほど多くなっています。

1日1回以上、家族や友人と楽しく食事をする人



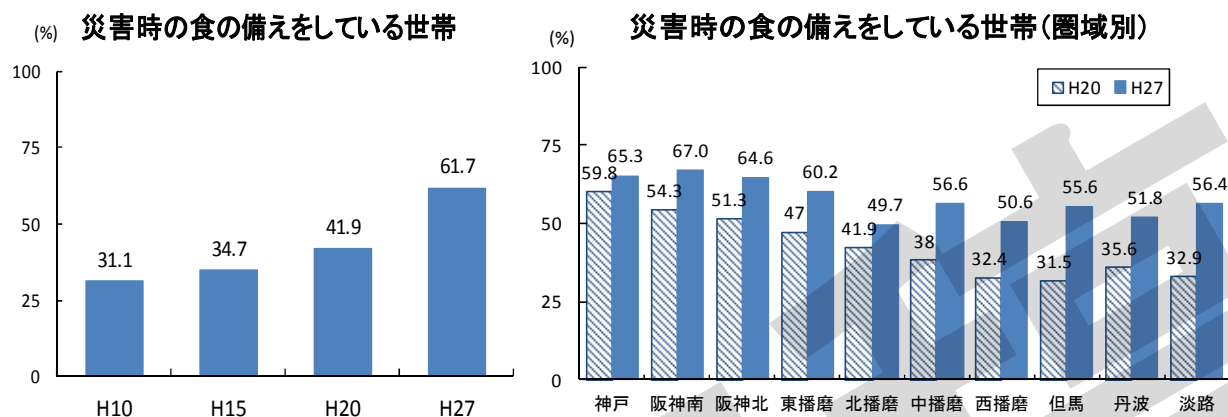
1日1回以上、家族や友人と楽しく食事をする人



資料：県民意識調査（H27）

○ 災害時の食の備えを用意している世帯は 61.7%であり、目標値を達成しています。また、地域別では阪神南、神戸、阪神北の順に多くなっています。

災害への食の備えの認識では、約 1 週間程度が 34.4%と最も多く、次に約 3 日分程度が 30.3%となっています。「家庭での備蓄の必要性は感じていない」は 4%と少数でした。



資料：ひょうご食生活実態調査(H10～H20)、県民意識調査(H27)

□災害への食の備えの認識

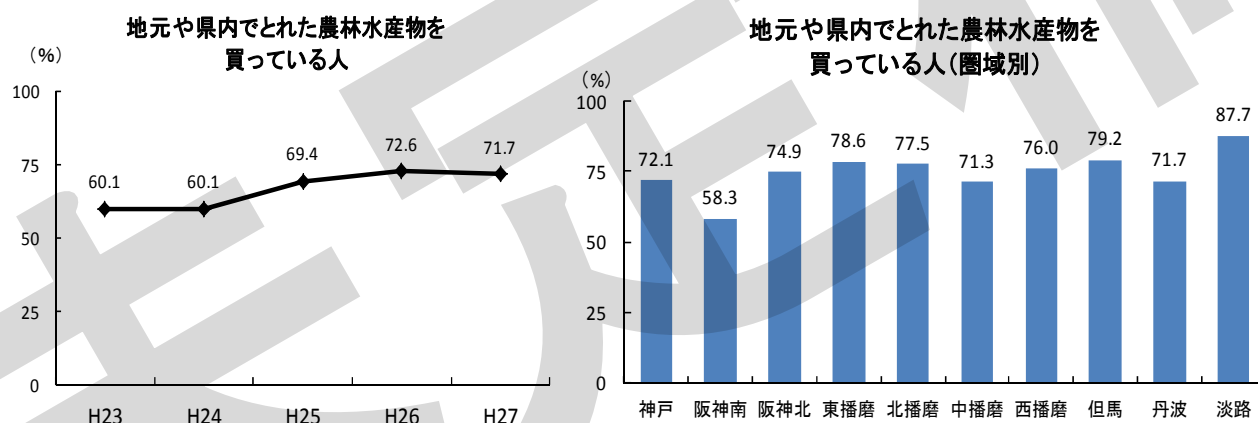
区分	割合
① 約1週間分程度は必要	34.4%
② 約3日分程度は必要	30.3%
③ 約2週間分程度は必要	8.9%
④ 1日分程度は必要	2.1%
必要であるが、家庭での備蓄は難しい	18.8%
家庭での備蓄の必要性は感じていない	4.0%

資料：県民意識調査(H27)

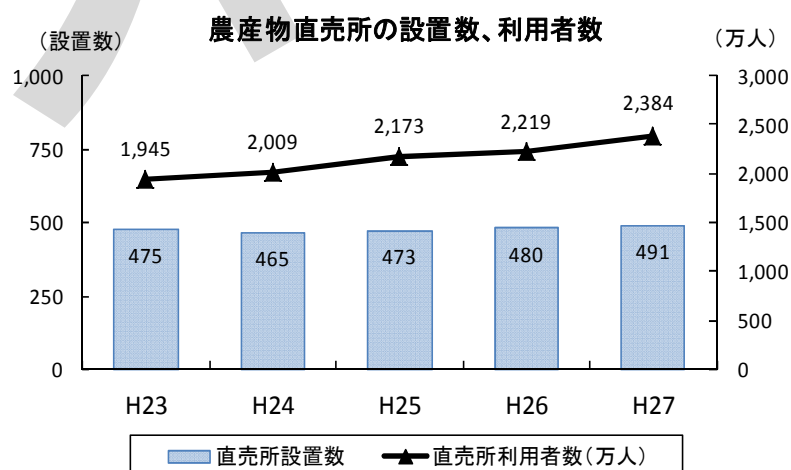
2 食料の生産と流通、伝統的な食文化

(1) 県産県消（地産地消）の進展

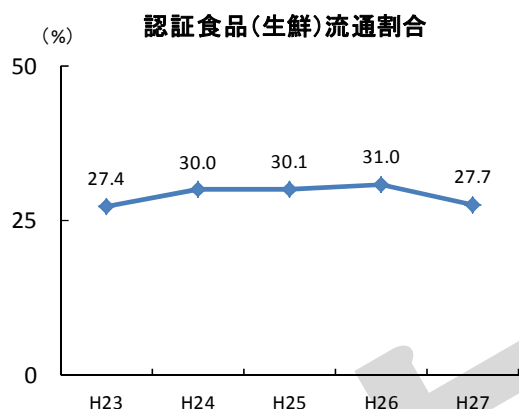
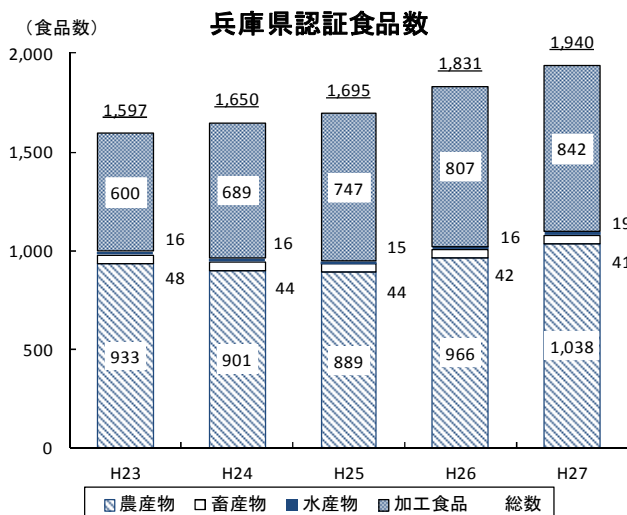
- 地元や県内でとれた農林水産物を買っている人の割合は 71.7%であり、平成 23 年度に比べ 11.6 ポイント増加しています。また、地域別では淡路 87.7%、但馬 79.2%、東播磨 78.6%の順に多くなっています。
- 農産物直売所の設置数は平成 27 年度 491 カ所であり、増加率は横ばいとなっています。また、農産物直売所の利用者数は年々増加しています。
- 兵庫県認証食品の食品数は、認知度の高まりやニーズの拡大などにより、平成 23 年度に比べ 1.2 倍に増加しています。また、それに伴い認証された生鮮物の流通割合も順調に増加していましたが、平成 27 年度に一部のロットの大きな品目(酒米)が認証食品でなくなったことから、平成 23 年度に比べ 0.3 ポイントの増加にとどまっています。
- 学校給食での県産品使用割合は平成 27 年度で 29.7%であり、価格や流通などの課題により目標である 35%には到達していません。



資料：「ひょうごのゆたかさ指標」県民意識調査



資料：兵庫県楽農生活室調べ



資料：兵庫県消費流通課調べ

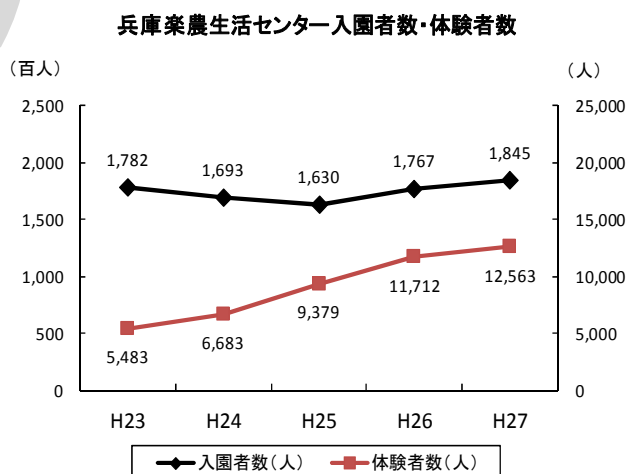
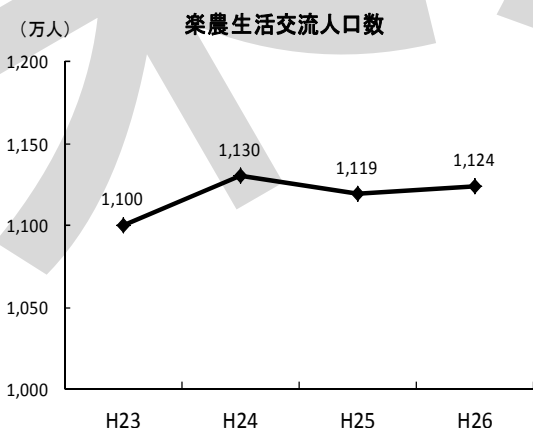
□学校給食での県産品使用割合

	H23	H24	H25	H26	H27
使用割合	28.9%	29.3%	28.7%	27.0%	29.7%

資料：兵庫県体育保健課

(2) 食と「農」に親しむ機会の増加

- 楽農生活交流人口（都市農村交流体験施設の利用者数）は、平成23年度に目標値である1,100万人を達成しています。
- 楽農生活の拠点である「兵庫楽農生活センター」は毎年多くの入園者があり、近年、野菜や果物などの栽培体験や加工体験などを行う入場者が増加しています。

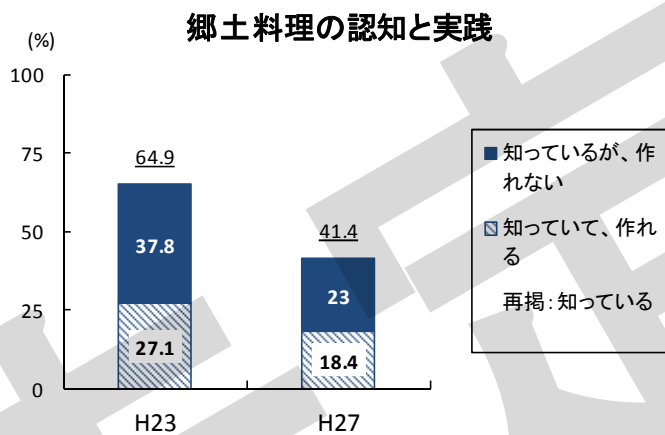


資料：兵庫県楽農生活室調べ

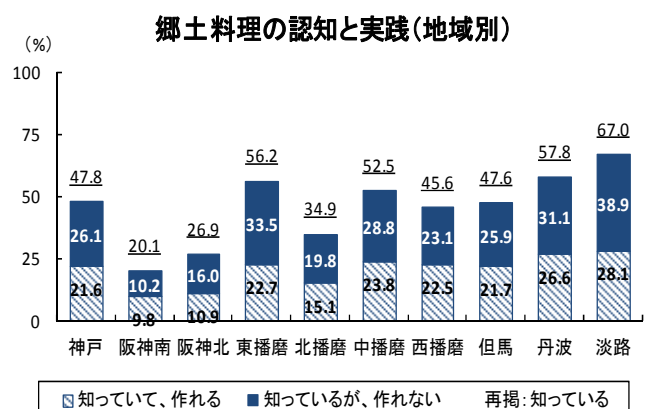
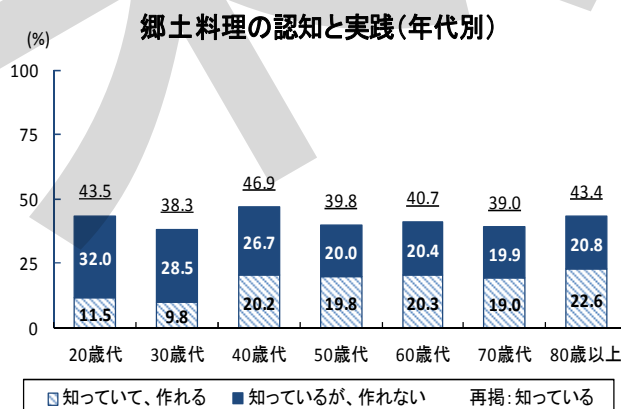
(3) 食文化の継承と創造

- 本県は「日本の縮図」とも言われるように、北は日本海、南は瀬戸内海に面し、多様な自然環境を有しています。また、歴史的に形成された摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の5つの国（地域）の気候・風土に根ざした農林水産業が営まれています。
- 全国的に有名な酒米山田錦、黒大豆、たまねぎ、いちじく、但馬牛（神戸ビーフ）、ズワイガニやノリなどの産品を多く生み出しており、また、生産量においても全国の上位を占めるものが多数あります。
- 郷土料理の認知と実践状況では、地域の郷土料理を作れる人は18.4%、知っている人は41.4%でした。

郷土料理を知っている人については、年代による差はあまりみられず、地域別では、淡路地域が67%と最も高く、神戸47.8%、東播磨56.2%、中播磨52.5%、西播磨45.6%、但馬47.6%、丹波57.8%が全県平均より上回っています。



資料：兵庫県県民モニター調査（H23）
県民意識調査（H27）

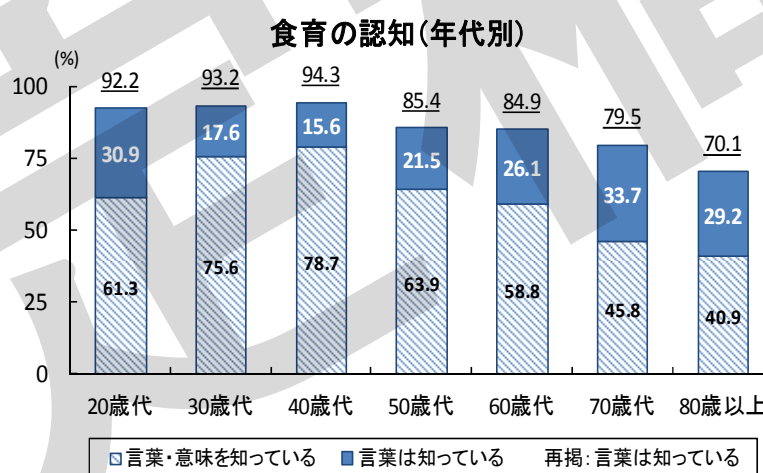
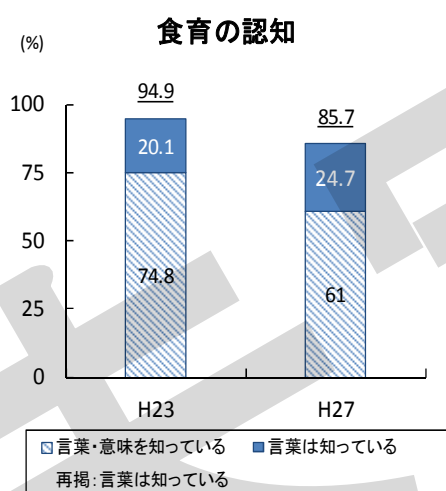


資料：兵庫県民意識調査（H27）

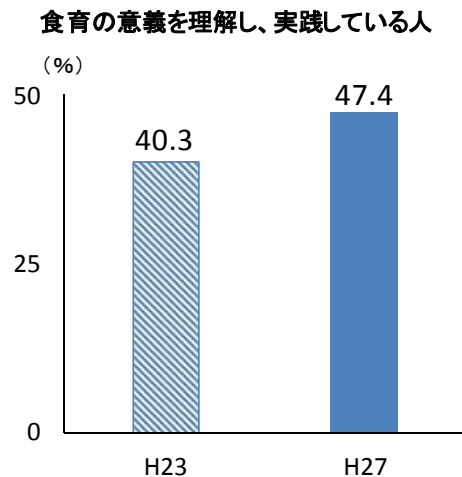
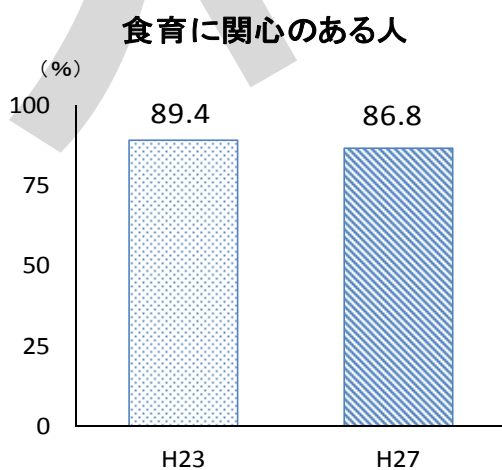
3 食育活動の連携強化、体制整備

(1) 食育への関心と実践

- 食育の言葉も意味も知っている人は、全体で 61%、言葉を知っている人は 85.7%であり、年代別では、若い世代ほど言葉を知っている人が多くなっています。
- 食育に関心のある人は 86.8%と平成 23 年度より減少しています。
また、食育の意義を理解し実践している人は 47.4%と平成 23 年度より増加しているものの半数を満たしていません。
- 関心のある食育活動、実践している食育活動とも、病気や予防の改善などの健康づくり、子どもに適切な食事や食習慣を伝える活動、郷土料理や食文化を伝える活動の順となっています。
なお、関心と実践に差があり、関心があっても実践できていないことが伺えます。

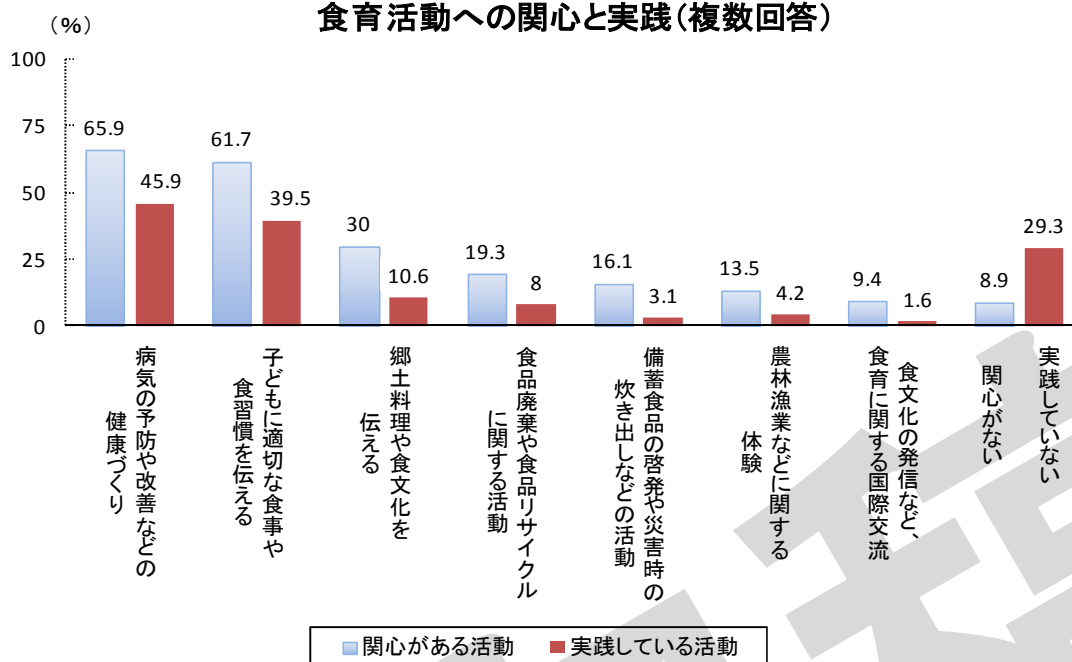


資料：兵庫県県民モニター調査（H23）、県民意識調査（H27）



資料：兵庫県県民モニター調査（H23）、県民意識調査（H27）

食育活動への関心と実践(複数回答)

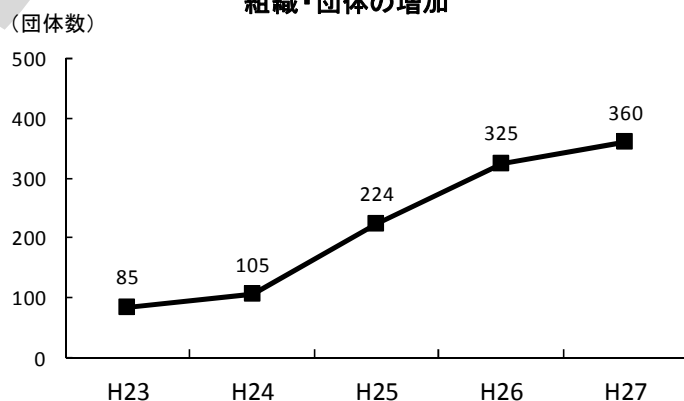


資料：兵庫県県民意識調査 (H27)

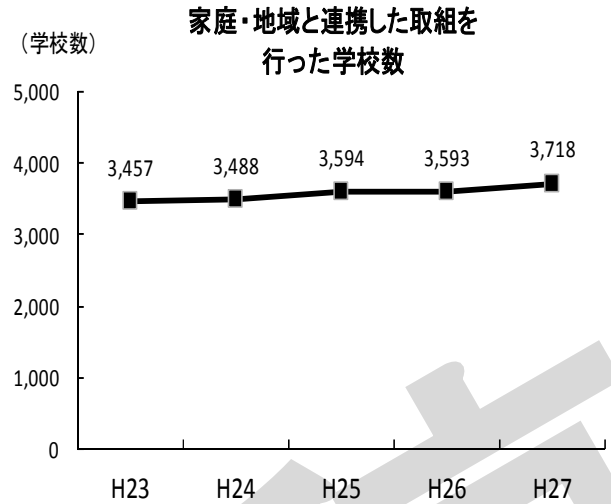
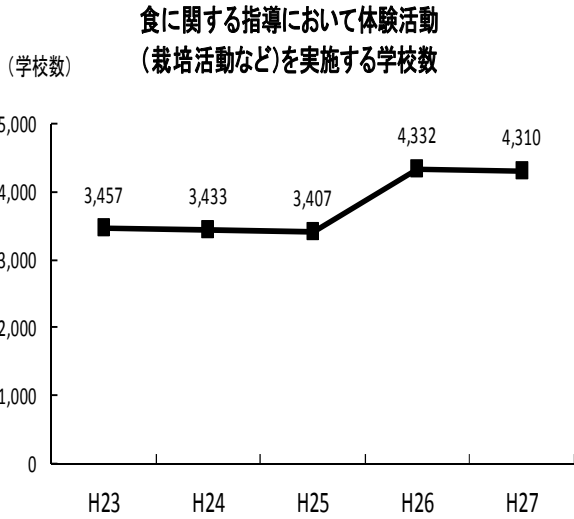
(2) 食育活動の充実、連携強化

- 地域と連携した食育活動に取り組む組織、団体数は 360 団体と目標値 200 団体を大きく上回っています。
- 学校における食育の推進では、食に関する指導において体験活動（栽培活動など）を実施する学校数は 4,310 校、家庭、地域と連携した取り組みを行なった学校数は 3,718 校となっており、着実に増加しています。
- ひょうご食育月間（10月）での普及啓発事業や各種県民運動への参加者数は年度により増減はあるものの、毎年多くの参加があります。
- 全市町で食育推進計画が策定され、より住民に身近な市町で食育推進体制が整備され、食育活動の場も増えるなど県民の食育活動を支える体制が充実しました。

地域と連携した食育活動に取り組む組織・団体の増加



資料：兵庫県健康増進課調べ



資料：兵庫県体育保健課調べ

□ひょうご食育月間（10月）や各種県民運動への参加者数（単位：千人）

	H23	H24	H25	H26	H27
ひょうご食育月間(10月)	1,055	2,744	4,055	3,799	2,409
ひょうご“食の健康”運動 調理体験活動等への実践活動	54	55	49	53	42
おいしいごはんを食べよう 県民運動	901	930	843	891	917

資料：兵庫県健康増進課、楽農生活室調べ

□市町計画策定状況（平成28年3月末現在）

	市町数
第1次計画	14市町
第2次計画	25市町
第3次計画	2市町
累計	41市町(100%)

資料：兵庫県健康増進課調べ

第3章 第2次計画の成果と課題

1 第2次計画の成果

第2次計画では、「心身の健康増進と豊かな人間形成及び明るい家庭づくり」をめざし、4つの重点課題と取り組みの柱により、22の指標36の数値目標を設定しました。

「楽農生活交流人口数」「地域と連携した食育活動に取り組む組織・団体」「市町食育推進計画の策定」など6数値目標については目標を達成し、「朝食を毎日食べる児童・生徒数」「食育の意義を理解し、実践している人」など14数値目標については改善がみられました。

しかし、「毎日朝食を食べる人」「毎日、家族や友人と楽しく食事をする人」など12数値目標については、十分な進捗がみられませんでした。

(1) 子育て世代の食育力の強化（20～30歳代）

行政、いずみ会や栄養士会などの地域食育関連団体、ひょうご“食の健康”運動などにおいて、大学生や子育て世代を対象に、基本的な生活習慣、食習慣を身につけるための講習会や栄養バランスを考えた日本型食生活の実践のための活動について取り組みました。

その結果、男女ともに食事づくりへの参加は増加しているものの、朝食を食べる人、地域の行事食や郷土料理を知っている人、作ることができる人は、計画策定時と比較して進捗が見られず課題が残りました。

(2) 未来を担う世代への食育推進（乳幼児期、学童期、思春期）

幼児や児童、生徒を対象に、いずみ会や婦人会、農協や漁連などの地域食育関連団体が行う食に関する体験活動の充実、学校における組織的・計画的な食育活動の成果により、朝食をほぼ毎日食べる、適正体重の維持など、児童や生徒の身体状況や食行動は改善されつつあり、子どもへの食育が着実に進んでいます。

(3) 地産地消による食育の推進

直売所の魅力向上を図る整備促進や直売所マップの作成・配布による情報発信に取り組んだ結果、直売所等の利用者、地元や県内でとれた農林水産物を買っている人は増えています。

併せて、県産農林水産物を利用した学校給食向けの献立の提案や学校に出向いての出前授業を実施するとともに、児童・生徒が生産者から直接指導を受けながら農業体験を行うなど、県産県消（地産地消）による食育は着実に進んでいます。

(4) 地域における食育活動の連携強化

全ての市町で食育推進計画が策定された結果、より住民に身近な市町において主体的・計画的な食育推進体制が整備されました。また、地域と連携した食育活動に取り組む組織・団体数、家庭・地域と連携した取り組みを行った学校は増加しており、県民の食育活動を支える体制が充実しました。

しかし、食育への関心について増加がみられないことから、なお一層、食育への関心を高めることが必要です。

2 取り組むべき課題

県民が生涯にわたり心身の健康の増進と豊かな人間性を育むために、子どもから高齢者まで、生涯にわたり食育を推進することが大切です。

特に、20～30歳代の若い世代は、食に関する知識や意識、実践状況等の面で他の世代より課題が多く、引き続き、この世代を重点化して取り組む必要があります。また、子どもの身体状況や食行動は改善されつつありますが、子どもへの食育は健全な心身と豊かな人間性を育ていく基礎となるものであり、子どもの成長や発達に合わせた継続的な取り組みが引き続き必要です。

新たな課題として、核家族や高齢者の単独世帯、ひとり親世帯が増加するなど家庭の状況が多様化し、こうした家庭の生活環境が食育の実践に与える影響についても考慮する必要があります。加えて、少子高齢化が急速に進展する中で、健康寿命の延伸に向け、食育の視点を踏まえた取り組みの強化が必要です。

県民それぞれが食育を生活の中で定着するためには、地域の食や「農」にふれあい理解を深める機会づくりをより一層推進するとともに、食育に関わる様々な関係者の実践と連携を強化し、継続的な活動ができる基盤整備の更なる充実が必要です。

□重点課題

- 若い世代の食育力の強化
- 多様な暮らし方を支援するための食育推進
- 食や「農」への理解を促進するための食育推進
- 食育活動を充実するための連携強化、推進体制の充実

○ 指標と目標値の評価

柱	指標	計画策定時	目標値	直近値	評価	出典
健全な食生活の実践	(幼児1～5歳)	93.7%(H20)	100%	93.2%	▲	※1健康食生活実態調査(H20) ※2子ども・若い世代の食生活実態アンケート(H27) ※3第21回県民意識調査(H27)
	(児童・生徒6～14歳)	92.6%(H20)	100%	93.4%	○ ※2	
	(15～19歳)	78.9%(H20)	87%以上	85.6%	○	
	(20歳代男性)	64.7%(H20)	71%以上	51.4%	▲ ※3	
	(20歳代女性)	70.0%(H20)	77%以上	69.2%	▲	
	(30歳代男性)	66.4%(H20)	73%以上	66.8%	○	
	(30歳代女性)	82.0%(H20)	90%以上	82.0%	▲	
	毎日、家族や友人と楽しく食事をする人の割合の増加(1歳以上)	86.4%(H20)	※1	95%以上	65.0%	▲ ※2 ※3
	食事のあいさつ(いただきます・ごちそうさま)ができる幼児の割合の増加	72.8%(H20)	※1	100%	73.9%	○ ※2
	(幼児1～5歳)					
	食事づくり(買物・調理・後片づけ)に参加する人の割合の増加					
	(幼児1～5歳)	55.1%(H20)	※1	70%以上	50.4%	▲ ※2
	(児童・生徒6～14歳)	75.7%(H20)		90%以上	65.6%	▲
	(15歳以上男性)	26.7%(H20)		40%以上	67.5%	◎ ※3
	(15歳以上女性)	81.7%(H20)		95%以上	90.2%	○
	適正体重を達成、維持している人の割合の増加					
	(幼児4～5歳)	97.7%(H23)	※1	98%以上	94.3%	▲ ※1
(児童6～11歳)	92.4%(H23)	93%以上		92.9%	○	
(30～40歳代男性)	66.6%(H20)	※2	70%以上	—	—	
(30～40歳代女性)	76.8%(H20)		79%以上	—	—	
(20歳代女性・やせの減少)	25.3%(H20)		23%以下	—	—	
腹囲が男性85cm、女性90cm以上の人の割合の減少(20歳以上)	29.1%(H20)	※1	26%以下	—	—	
災害に備え、非常用食料などを備蓄している世帯の割合の増加(世帯)	41.9%(H20)	※1	60%以上	61.7%	◎ ※2	

柱	指 標	計画策定時	目標値	直近値	評価	出典
「農」と食の営みを支える活動の推進	楽農生活交流人口数の増加	1,081万人/年(H22) ※1	1,100万人/年	1,124万人/年(H26) ※2	◎	※1ひょうご農林水産ビジョン2020 ※2関係施設の利用者数調査
	兵庫県認証食品流通割合(生鮮)の増加	25.6%(H22) ※1	36%	27.7% ※2	○	※1ひょうご農林水産ビジョン2020 ※2統計数値からの推計
	直売所等利用者数の増加	18,949千人/年(H22) ※1	25,000千人/年	23,842千人/年 ※2	○	※1ひょうご農林水産ビジョン2020 ※2各地方機関より直売所へ調査を実施
ひょうごの食文化の継承と創造	地域の行事食、郷土料理を知っている人、作ることができる人の割合の増加(20歳以上)					
	(知っている人)	64.9%(H23) ※1	80%以上	41.4% ※2	▲	※1県民モニター調査 ※2第21回県民意識調査(H27)
	(作ることができる人)	27.1%(H23)	30%以上	18.4%	▲	
	地元や県内でとれた農林水産物を買っている人の割合の増加	58.0%(H22) ※1	70%以上	71.7% ※2	◎	※1美しい兵庫指標県民意識調査※2「ひょうごのゆたかさ指標県民意識調査」
兵庫県認証食品の加工品数の増加	597(H22) ※1	885	842 ※2	○	※1ひょうご農林水産ビジョン2020 ※2認証実績	
食育活動の推進と連携体制の強化	食育に関心のある人の割合の増加(20歳以上)	89.4%(H23) ※1	90%以上	86.8% ※2	▲	※1県民モニター調査 ※2第21回県民意識調査(H27)
	食育の意義を理解し、食育活動を実践している人の割合の増加(20歳以上)	40.3%(H23) ※1	60%以上	47.4% ※2	○	
	公立小中特別支援学校職員の食に関する研修の受講率の増加	24.7%(H22)	50%以上	26.5%	○	体育保健課調べ
	学校給食での県産品使用割合の増加	30.0%(H22)	35.0%	29.7%	▲	体育保健課調べ
	食に関する指導において体験活動(栽培活動など)を実施する学校数(のべ数)の増加	3,179校(H22)	4,500校	4,310校	○	体育保健課調べ
	家庭・地域と連携した取組を行った学校数(のべ数)の増加	3,280校(H22)	4,500校	3,718校	○	体育保健課調べ
	ひょうご“食の健康”運動に取り組む食の健康協力店の店舗数の増加	6,389店(H22)	8,000店	7,842店	○	健康増進課調べ
	地域と連携した食育活動に取り組む組織・団体の増加	82団体(H22)	200団体	360団体	◎	健康増進課調べ
	市町の食育推進計画の策定率の増加	73.2%(H22)	100%	100%	◎	内閣府調査

第4章 ひょうごの食育のめざす方向性

食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、基本理念である、「心身の健康の増進と豊かな人間形成、明るい家庭と元気な地域づくり」の実現をめざし、4つの重点課題と取り組みの柱を定め、ひょうごの食育を推進します。

また、県だけでなく、家庭、学校、幼稚園、保育所、職場、地域、市町といった全ての関係者の理解のもとに食育を推進するため、取り組みの柱に共通の目標を掲げ、その達成を目指して取り組めるよう、定量的な指標・目標値を施策展開の柱ごとに設定します。

□コンセプト

「実践と連携の環をひろげる」

※県民や家庭、学校や地域など、すべての関係者の実践の継続と、すべての関係者がつながり、切れ目ない食育の実践を支援する。

□キャッチフレーズ

「食で育む 元気なひょうご
～ごはん・大豆・減塩・プラス1の実践～」

※プラス1：野菜、朝食、主食・主菜・副菜、共食、地産地消など

1 重点課題

(1) 若い世代の食育力の強化

20歳代及び30歳代の若い世代は、食に関する知識や意識、実践状況等の面で他の世代より課題が多く、この世代は、将来、親になる世代でもあり、この時期の食生活や生活習慣は、近い将来の健康に大きく影響するとともに、子ども世代の食生活にも影響をあたえます。

そこで、若い世代（20～30歳代）の食に関する知識と実践力の向上を図り、若い世代が次世代（親から子）へ伝えつなげるための食育を強化します。

また、食生活の基礎を身につけ、心と体が成長する子ども世代（乳幼児から思春期）への取り組みの強化も引き続き必要です。

加えて、子どもたちが望ましい食行動や生活習慣を身につけ、食を通じて心と体を育むために、学校、幼稚園、保育所、家庭、地域の連携を強化し、家庭

や地域の食育力の向上をより一層進めます。

(2) 多様な暮らし方を支援するための食育推進

核家族や高齢者の単独世帯、ひとり親世帯が増加するなど、家庭の状況が多様化する中、個人や家庭の努力のみでは健全な食生活の実践につなげていくことが困難な場合も見受けられます。

また、少子高齢化が急速に進展する中で、健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防を推進することにより健康寿命の延伸を実現し、生涯にわたって生き生きと安心して暮らせるよう心身の健康の増進を図るための取り組みを推進することは、食育推進においても取り組むべき課題ともなっています。

そこで、地域の食育関係者が連携し、子どもから高齢者を含む全ての県民が健全な食生活が実践できるよう家族形態や各世代の状況に応じた食育を支援するとともに、健康寿命の延伸につながる減塩等の推進、生活習慣病や低栄養の予防や改善に向けた食育を推進します。

(3) 食や「農」への理解を促進するための食育推進

「食の安全・安心」に対する消費者の関心の高まりとともに、県内や地元で生産された農林水産物を購入する人が増えています。安全で安心な食を求める消費者の期待に応えるためには、近隣で生産された旬で鮮度の高い食材を供給するとともに、県産県消（地産地消）の意識を県民にしっかりと根付かせ、生産者と消費者が相互に信頼し支え合う関係を構築する必要があります。

そこで、より多くの県民が、県産県消（地産地消）の理念に賛同し、実践する場を提供するため、県産の農林水産物等を積極的に選択・購入できる機会の拡大に努めます。

また、県民に農業や農村の大切さや果たしている役割について理解を深めることができるよう、都市部と農村部との交流や持続的に地域の食や「農」に親しむ機会を提供します。併せて、地域で採れる食材とその背景となる風土や農村漁村への理解を進めるとともに、日本型食生活の普及並びに地域の特色を活かした食文化の継承と創造を推進します。

(4) 食育活動を充実するための連携強化、推進体制の充実

食育に関する施策を全県的に更に推進するためには、行政や学校における食育に加え、地域団体・関係団体、NPO、ボランティアなどとも連携・協働しネットワークを築きながら推進する必要があります。

そこで、食育に関する取り組みの充実を図るために適切な情報提供を行うとともに、食育にかかわる人材の育成、資質の向上、ボランティアなど団体の活動の強化や団体間の新たな連携づくりなど、食育を推進する体制を充実します。

2 取り組みの柱

【基本理念】

「心身の健康の増進と豊かな人間形成、明るい家庭と元気な地域づくり」の実現

【基本指針】

- すべての県民がそれぞれの食育活動をすすめる
- 県民が生涯にわたり健全な食生活が実践できるよう、すべての関係者で食に関する環境の整備を図る
- “ひょうごらしさ”を活かした食育をすすめる(ひょうごの五つの国(地域)の特徴、震災の経験と教訓)

「食の安全安心推進計画」と一体的な取り組み

【コンセプト】 実践と連携の環をひろげる

重点課題

若い世代の食育力の強化

多様な暮らし方を
支援するための食育推進

食や「農」への理解を
促進するための食育推進

食育活動を充実するための連携強化、基盤整備の充実

取り組みの柱

具体的な施策展開

若い世代を中心とした
健全な食生活の実践

- ・健やかな発育、基本的な生活習慣の形成
- ・幼稚園、保育所、認定こども園等における食育推進
- ・学校における食育推進
- ・健康的な生活習慣の定着(20~30歳代)
- ・家庭の食育力の強化

健やかな暮らしを支える
食育活動の推進

- ・健康寿命の延伸に向けた食の健康の推進
- ・食品表示への理解促進、リスクコミュニケーションの普及
- ・災害時の食の備えの普及

食や「農」に積極的に
関わる活動の推進

- ・消費者と生産者が支え合う県産県消(地産地消)の推進
- ・食と「農」への積極的な関わりの推進
- ・地域色豊かな食文化の継承と創造

食育推進のための体制整備

- ・食育に資する人材育成、ボランティア活動の充実強化
- ・県民と一体となった活動の推進、連携体制の強化
- ・栄養・食生活に関する調査研究、情報収集、発信

第5章 具体的な施策展開

柱1：若い世代を中心とした健全な食生活の実践

◇ 現状と課題

子ども世代が生涯を通じて健康で心身ともに豊かな生活を送るためには、子どもの頃から望ましい食習慣、基本的な生活習慣を身につけ、実践することが大切です。子どもたちの朝食の摂取状況は、ほぼ毎日食べる児童生徒（小学生・中学生）93.4%、15～19歳85.6%と食行動は改善されつつあり、子どもへの食育は着実に進んでいます。

一方、若い世代では、朝食をほぼ毎日食べる割合は20歳代男性51.4%、女性69.2%と他の年代と比べ低く、食に関する知識や意識、実践状況等の面で課題があります。この世代の食生活は、妊娠や出産、生活習慣病の発症など将来の健康に大きな影響を与えることから、自分の食生活や生活習慣を見直し、健康状態やライフスタイルに応じて、食生活の自己管理ができるよう、食に関する正しい知識と食を選択する力を身につけることが必要です。

また、本来、食育は家庭の中で受け継がれるものですが、共働き世帯やひとり親世帯の増加、家族間の生活時間のずれなどから家族そろって食事をする機会が減少するなど、個人や家庭の努力のみでは健全な食生活の実践が困難な場合もあり、家庭と学校、地域の関係者が連携した取り組みや支援が必要となっています。

◇ 推進方策

子ども世代（乳幼児期・学童期・思春期）を対象に、健やかな発育・発達にあわせた望ましい食習慣・基本的な生活習慣の形成や食の実践力を身につけるための取り組みを推進するとともに、学校における食育を組織的・計画的・継続的に、家庭・地域と連携し推進します。

また、若い世代（20～30歳代）を対象に、自らが食育に関心を持ち、生活習慣や食生活の改善のための知識や実践力を身につけるだけでなく、仲間や職場、親から子へ伝えつなげるための食育について、主体的に関われるような取り組みを推進します。

(1) 健やかな発育、基本的な生活習慣の形成（乳幼児期・学童期・思春期）

○乳幼児期への取り組み

乳児期から幼児期にかけては、さまざまな食べ物を味わうことによって、味覚や咀嚼機能が発達する重要な時期であるため、発育発達にあわせた離乳や食べる力を育むための支援を行います。

幼児期は、食べ物や食事づくりへ興味を高め、食事を通じて社会性やマナー、望ましい食習慣・基本的な生活習慣を身につけるなど、生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期です。

幼稚園、保育所、認定こども園等では、友だちなどと一緒に食べる喜びや楽しさ、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食材や食材を生産する人、調理をする人などへの感謝の心を育みます。

地域では、幼児や保護者を対象に、「早寝早起き朝ごはん」など基本的な生活習慣の定着、食材や食べ物の働きを学べる講座や料理教室の開催など、地域の関係機関・団体、幼稚園、保育所などと連携し、さまざまな体験を伴った食育活動を展開します。

○学童期（小学生）への取り組み

小学生は、家庭や学校、地域での食に関する様々な活動を通じて、望ましい食習慣を身につける、日常の食事の準備や調理ができる能力を身につける、食文化への関心や知識を持つなど、食に関する知識や実践力を身につける時期です。

学校では、給食や関連教科、課外活動などを通じて食に関する幅広い知識を習得する食育に取り組みます。

地域では、「早寝早起き朝ごはん」など基本的な生活習慣の定着、食材や食べ物の働き、ごはん（米）の洗米や炊飯など基本的な調理技術習得のための料理教室の開催など、地域の関係機関・団体、学校、家庭と連携し、さまざまな体験を伴った食育活動を展開します。

○思春期（中学生・高校生）への取り組み

中学生・高校生は、部活動や塾通いなどにより活動の範囲が家庭外へ広がり、子どもだけで食事や間食をする機会が増えます。この時期は、自らの健康に関心を持つ、栄養バランスを考えた食事の実践や食品の選択力を身につける、日常の食事の準備や調理ができる能力を身につける、食文化への関心や知識を持つなど、将来にむけ食生活を自己管理する力を育む時期です。

学校では、給食や関連教科、課外活動などを通じて、健康づくりや食に関する幅広い知識を習得する食育に取り組みます。

地域では、肥満・やせが健康に及ぼす影響、朝食を食べるなどの基本的な生活習慣の定着に関する取り組み、栄養バランスを考えた食事づくりや調理技術習得のための料理教室の開催など、地域の関係機関・団体、学校、家庭と連携し、さまざまな体験を伴った食育活動を展開します。

また、部活動や塾通いにより、家庭外で子どもだけで食事や間食をする機会が増えることから、コンビニエンスストアや飲食店などでバランスのとれた食品が選べるよう、食品表示の活用方法についての学習機会を増やします。

(2) 幼稚園、保育所、認定こども園等における食育

○ 食育に関する指導の充実

幼稚園教育要領や保育所における食育に関する指針に示すねらいを踏まえ、全職員が幼児期における食育の意義と重要性を認識し、組織的・計画的・継続的に食育に取り組むとともに、教師・保育士への食育に関する意識と食育の指導力の向上を図ります。

また、幼稚園、保育所、認定こども園等における食育の取り組みについて、小学校や行政との情報共有に努めます。

特に保育所、認定こども園等の給食施設においては、子どもたちの身体状況を把握し適切な栄養管理に基づいた食事を提供し計画的に食育を推進するため、管理栄養士・栄養士の配置促進に努めます。

○ 発達段階に応じた取り組みの推進

健康的な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向けた取り組みを行います。子どもが生活と遊びの中で様々な体験を積み、自然の恵みである食材や食料を生産する人、調理をする人などへの感謝の心を育みます。

保育所等では給食や食事の時間を通じて、友だちなどと一緒に食べる喜びや楽しさ、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、社会性やマナーが獲得され、健康な心と体、豊かな人間性の育成を図ります。

食事の提供にあたっては、家庭や嘱託医等との連携のもと、一人ひとりの発育・発達状況、健康状態や食物アレルギーなどにも配慮します。

また、給食において、県産農林水産物の利用や、ふるさと料理や和食を中心としたメニューの提供を促進するとともに、食に関する指導の教材として活用されるよう促進します。

○ 家庭・地域の連携

子どもたちが望ましい生活リズムや食事のマナーなどを身につけるには、家庭の理解や実践が不可欠であることから、幼稚園、保育所等での食育の取り組みを積極的に発信するなど家庭と連携を図り、家庭での継続的な取り組みを促進します。

また、地域の専門的な知識や技術を持った人材や団体と連携するなど、地域と連携した食育を進めます。

(3) 学校における食育の推進

○ 食に関する指導の充実

学校では、学習指導要領に示された食育の推進を踏まえ、給食の時間、家庭科や体育科を始めとするあらゆる教科や総合的な学習の時間及び学校行事など、様々な教育活動で食育に取り組むとともに、学校教育活動全体を通じ

て、組織的・計画的・継続的に食育を推進することが必要です。

そのためには、学校長のリーダーシップのもと、学校教育目標などとの関連性づけを設定した「食に関する指導の目標」や具体的な取り組みについて、全教職員が共通理解を持ち実践することが大切です

・学校教育活動全体を通じた食育

学校教育活動全体を通じて食育を実践するため、管理職や教職員を対象として「学校における食育実践プログラム」「食育ハンドブック」等を活用した研修の実施など、全教職員が連携・協働して食に関する指導体制を充実し実践するための取り組みを推進します。

また、「ちょこっと食育」を活用して、全ての教科で、教科の目標にそった食育を推進します。

そのためには、市町教育委員会における食育推進体制の整備と機能の充実を支援するとともに、教職員に対する研修をさらに充実させるなど、学校における食に関する指導体制の整備・充実と指導力の向上を図ります。

【ちょこっと食育】

教科・領域の目標の実現を前提として、具体的な指導計画を作成する際に食育に関する内容や教材を位置付けることにより、あらゆる教科・領域で食育を実践すること。

・栄養教諭によるコーディネーター

栄養教諭は、栄養管理・衛生管理などの「学校給食管理」と学校給食を生きた教材として活用した「食に関する指導」を行いながら、教職員や家庭・地域との連携・協力を図るコーディネーターとして、また各学校における食に関する指導の中核的な役割を担う職で、食育を推進していくうえで必要な教員であることから、計画的・体系的に研修を実施し資質の向上を図ります。

また、県下全ての児童生徒が、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を等しく受けられるよう、配置の改善・促進に努めます。

・中学校における食育の推進

中学生は、心身共に成長著しい時期であり、健全な食習慣や食の安全についての理解を確立していく中で、食に関する感謝の念や理解、食品の安全や健康な食生活に必要な栄養に関する知識等食に関する基礎の習得が大切であることに鑑み、県下の中学校における食育を推進するため、中学校における食育のモデルとして取り組んだ『スーパー食育スクール事業』での成果や実践プログラムについて、引き続き広く県下中学校への普及を図

るとともに、各校で実践するための方策を支援します。

○学校給食の充実

児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう、また学校給食を「生きた教材」として活用できるよう、献立内容や給食指導の充実を図るとともに、中学校給食の拡充を目指します。

さらに、食生活が自然の恩恵や人々の様々な活動の上に成り立っていることについて、児童生徒が理解を深め感謝の心や勤労を重んずる態度を養うため、学校給食における地場産物の活用や伝統的食文化の継承などの取り組みを推進します。

○食育を通じた健康状態等の改善

食物アレルギーなど食に関する健康課題を有する児童生徒に対しては、校内において指導・対応の体制を整備し、保護者と連携して、個別の事情に応じた指導・対応を行っていきます。

また、栄養教諭を中心に、学級担任、養護教諭、学校医、学校歯科医等と連携して、保護者の理解と協力のもと児童生徒への指導として、やせや肥満が心身の健康に及ぼす影響など、健康状態の改善に必要な知識を普及するとともに、望ましい食習慣の形成に向けた取り組みを推進します。

○学校・家庭・地域との連携

・家庭との連携

子どもたちが望ましい生活リズムを身に付け、朝食をしっかりと食べるなど、学齢期における望ましい食習慣を形成するためには、家庭の理解が必要不可欠であることから、「早寝早起き朝ごはん」運動への参画や保護者の積極的な学校行事への参加を促進するほか、学校における様々な取り組みについて情報発信していくことで、家庭での継続的な取り組みを促進します。

また、やせや肥満等食に関する健康課題を有する児童生徒に対しては、栄養教諭や学級担任、養護教諭と家庭との連携のもと、個別の指導を行い、その改善に努めます。

・地域との連携

地域の高齢者や生産者との給食試食会や地域住民の学校行事への参加などを通して、地域住民が学校における食育に関心を持ち、共に取り組んでいけるよう積極的な啓発を行います。

さらに、地域の生産者等と連携し、様々な機会を活用して子どもたちに対する農林漁業体験や食品調理体験などの機会を提供するとともに、地域

の専門的な知識・技術をもった人を地域に人材として活用するなど、関係者が連携しながら学校における食育を充実する体制づくりを促進します。

(4) 健康的な生活習慣の定着と実践（20～30 歳代）

○若い世代（20～30 歳代）への取り組み

20 歳代及び 30 歳代の若い世代は、朝食の欠食や食事づくりの実践など食に関する知識や意識、実践状況等の面で他の世代より課題が多く、この世代は、将来、親になる世代でもあり、この時期の食生活や生活習慣は、近い将来の健康に大きく影響するとともに、子ども世代へも影響をあたえます。

この時期は、自らの健康状態を把握し、望ましい食生活を実践する、食に関する正しい情報を選択する力を身につける、毎日の食事づくりを実践する、食文化への関心や知識を高める、家庭において食育を実践するなど、将来や子ども世代のための食育を実践する時期です。

このため、ひょうご健康づくり県民行動指標の普及、適正体重の維持、減塩や野菜摂取量の増加、生活習慣病予防のための食生活改善講習会、男性を対象とした料理教室の開催など健康的な食生活を実践するための知識と実践方法の普及を図ります。

また、子どもを持つ保護者へは、学校、幼稚園や保育所などでの食育行事への積極的な参加を促し、家庭での実践につながる取り組みを進めます。

また、事業者と地域団体・関係団体、行政が連携した事業など、職場における食育にも取り組みます。

○妊産婦への取り組み

妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現のため、市町や関係機関と連携し、妊娠期の適切な体重管理や健康管理についての情報提供、授乳・離乳の支援に関する基本的な考え方やポイントを示した「授乳・離乳の支援ガイド」の普及推進、妊娠を機会に自分自身の食生活を見直し、家族の健康づくりを推進するための取り組みを支援します。

○朝食を食べるための取り組みの推進

1 日の始まりとなる朝食を食べることは、栄養補給とともに体が目覚めるスイッチになり、睡眠や日中活動とのバランスがとれた生活リズムをつくる基本になります。また、朝食を食べることは、3 食きちんと食べること、食事に関心を持つこと、食事内容を整えること、楽しく食べることにつながります。

子ども世代は、朝食の意義を啓発し、朝食を食べる、朝食内容を充実するための取り組みを、学校、幼稚園、保育所、PTA、関係機関・団体とも連携し取り組みを推進します。

若い世代には、朝食の意義の啓発、簡単朝食レシピの普及、主食・副菜・主菜のそろった朝食の習慣づくりの啓発を、大学、食品関連企業、市町などと連携しながら地域全体で普及啓発を図ります。

(5) 家庭の食育力の強化

○家庭の共食、楽しい食卓体験に向けた取り組み

日常生活の基盤である家庭において、家族が食卓を囲み、食を通じたコミュニケーションを図ることは、食の楽しさを実感させるとともに、人々に精神的な豊かさをもたらし、同時に社会性やマナーを身につけ、一緒に食べる人への配慮など思いやりの心が育まれます。

家族や仲間と楽しく食卓を囲む共食の機会を増やし、食材や食べ物の働きなどの知識や調理技術が身につくとともに、郷土料理、行事食が食卓に取り入れられるよう、関係機関・団体と連携した実践的な教室の開催などにより、楽しい食卓体験を促進するための取り組みの充実を図ります。

○地域での共食の推進

共働き世帯やひとり親世帯が増加しているなど家庭の状況の多様化により、家庭の事情によりひとりで食事を食べる（孤食）、経済的な理由等により食事が十分にとれていない家庭があるなど、個人や家庭の努力のみでは健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況があります。

そこで、地域において、子どもたちが空腹を満たすだけでなく、家庭のぬくもりを感じる、同じ境遇の子ども同士や地域のボランティアとの交流を図るなど、子どもたちの心の拠り所となる空間づくりについて支援に努めます。

◇ 指標と目標値

指 標	現 状 値	目 標 値	
朝食を食べる人の割合の増加	(幼児 1～5 歳)	93.2%	100%
	(児童・生徒 6～14 歳)	93.4%	100%
	(15～19 歳)	85.6%	95%以上
	(20 歳代男性)	51.4%	57%以上
	(20 歳代女性)	69.2%	76%以上
	(30 歳代男性)	66.8%	73%以上
	(30 歳代女性)	82.0%	90%以上
	(H27)		
<p>○ 朝食を食べることは、健康的な生活習慣の形成・定着や基本的な食生活全体の良好な状態を示すひとつの指標となります。このため、健全な食生活の実践の代表的な指標となることから、朝食を食べる人が増加することを目標とします。</p>			
朝食に副菜（野菜、芋料理、野菜たっぷり汁物）を食べている子どもの割合の増加（1～14 歳）	29.3% (H27)	35%以上	
<p>○ ほとんどの子どもたちが朝食を毎日食べていますが、食事内容が主食と飲み物など簡単になりがちだと考えられます。</p> <p>○ 朝食から栄養バランスに配慮した食事をするために、朝食に副菜（野菜）を食べている子どもが増加することを目標とします。</p>			
給食施設（学校・児童福祉施設）において肥満・やせの状況を把握している割合の増加	78.3% (H27)	100%	
<p>○ 給食施設（学校・児童福祉施設）において、利用者の身体状況を把握し適切な栄養管理を行なうことは健康づくりの基本であり、健全な食生活を実践するために必要です。栄養バランスに配慮した食事の提供するために、健康管理担当者と情報共有し、肥満・やせの状況を把握している施設の増加を目標とします。</p>			
公立小中特別学校教職員の食に関する研修の受講率の増加	26.5% (H27)	50%以上	
<p>○ 子どもたちが食の持つ多様な側面に気づき、食の大切さを学ぶためには、学校教育活動全体を通して、組織的・継続的・計画的に取り組むことが必要です。</p> <p>○ 食育の推進に関する教職員の意識の向上を図るとともに、指導力・実践力を高めるため、公立小中特別支援学校における教職員の食に関する研修の受講者を増やし、引き続き 50%以上の教職員が受講することを目標とします。</p>			
学校給食での県産品使用割合の増加	29.7% (H27)	35.0%	
<p>○ 学校給食に地場産物を使用し、「生きた教材」として活用することは、子どもが食材を通じて地域の自然や食文化、産業などに関する理解を深めるとともに、それらの生産などに携わる者の努力や食への感謝の念を育む上で重要であるほか、地産地消を推進する上でも有効な手段です。</p>			

食育を7教科で実施した中学校の割合の増加	-	100%
<p>○ 技術家庭科、保健体育を除く7教科の中で「ちょこっと食育」を含む食育に関する内容や教材を位置付けた授業を実施した中学校の割合の増加をめざします。</p> <p>※ 「ちょこっと食育」・・・教科・領域の目標の実現を前提として、具体的な指導計画を作成する際に食育に関する内容や教材を位置付けることにより、あらゆる教科・領域で食育を実践すること。</p>		
家庭・地域と連携した取り組みを行った学校（のべ数）の増加	3,718校 (H27)	4,500校
<p>○ 児童生徒が食に関する理解を深め、日常の生活で実践していくことができるようになるためには、学校と家庭の連携を密にし、学校での学びを家庭の食事を実践するなど、家庭での取り組みを充実する必要があります。</p> <p>○ 地域の産物を学校給食に取り入れたり、地域で食に関する専門的な知識や経験を有する人材の協力をもとめることは、児童生徒に地域の良さを理解させるとともに、地域の人々の食に関する理解を深めることにつながります。</p>		

柱 2：健やかな暮らしを支える食育活動の推進

◇ 現状と課題

ライフスタイルの変化や家族状況のあり方の変化とともに、食に対する価値観や食行動が多様化し、朝食の欠食や栄養の偏りなどの食習慣の乱れ、生活習慣病、高齢者の低栄養など、様々な問題が生じています。

生涯にわたって健康でいきいきと暮らすためには、県民一人ひとりが健康状態やライフスタイルを考えて食生活の自己管理ができるよう、食に関する正しい知識と食を選択する力を身につけるだけでなく、個人の実践を支援するための社会環境整備の充実が必要です。

また、近年、多発する大規模災害時においては、ライフラインの長期損壊による生活制限、長期避難生活による栄養の偏り、かかりつけ医療機関への受診困難などにより健康・栄養状態の悪化をきたすことがあります。

災害などに備え食品を備蓄している世帯は 61.7%、災害の食の備えは約 1 週間程度必要と感じている人が最も多いなど県民の防災意識は高まっています。

今後も阪神淡路大震災の教訓と経験を生かし、日頃から災害に備えた取り組みや災害発生時の健康被害を防止するための取り組みをより一層推進することが必要です。

◇ 推進方策

栄養バランスに優れた日本型食生活の実践促進、健康づくりや生活習慣病、低栄養の予防・改善につながる健康的な食生活の実践など、特に働き盛り世代や高齢期を対象とした取り組みを推進します。

食品の安全性に関する知識の習得などの消費者の信頼確保のための取り組みや大規模災害時に向けた食の備えの普及など、健康危機における健康確保対策のための取り組みを推進します。

(1) 健康寿命の延伸に向けた食の健康の推進

○働き盛り世代への取り組み

働き盛り世代は、職場や家庭、地域において中心となって活躍する世代ですが、多忙なこともあり、自分の健康管理がおろそかになりやすく、メタボリックシンドロームをはじめとする健康リスクが高まる時期でもあります。

そのため、健診やがん検診、保健指導への積極的な受診、不規則な食生活や運動習慣などの生活習慣の改善に取り組むなど、自分の健康は自分で守ることを自覚し取り組むことが必要です。

そこで、生活習慣病の発症予防や改善を図るため、ひょうご健康づくり県民行動指標の普及、適正体重の維持、減塩や野菜摂取量の増加、生活習慣病予防のための食生活改善講習会の開催など、健康的な食生活を実践するため

の知識と実践方法の普及を図ります。

また、従業員や家族の健康づくりに取り組む企業や団体を「健康づくりチャレンジ企業」として登録し、働きざかり世代の健康づくりを推進・支援します。

○高齢期への取り組み

高齢者では、咀嚼能力の低下、消化・吸収率の低下、運動量の低下による食事摂取量の低下や、特に近年増加している高齢者単身世帯では、調理が困難なことなどにより食事内容が単調になりやすく、低栄養や栄養欠乏にもつながっています。

また、この世代は、退職や子どもの自立などにより、地域活動への参加がしやすくなることから、これまで培ってきた食に関する知識や経験を家庭や地域へ伝える役割が期待されます。

そこで、健康寿命の延伸や介護予防、高齢者の孤食に対応するため、生活習慣病や低栄養予防のための食生活改善講習会の開催など、食事づくりや共食への理解を広めるとともに、家族や友人、または地域の隣人と一緒に食事づくりや食事をする共食の機会づくりに努めます。

○ごはんを中心とした日本型食生活の推進

ごはんを中心に主食、主菜、副菜がそろった日本型食生活は栄養バランスを整えやすく、健康によいことに加え、農業・農村の持つ多面的機能の維持や食料自給率の向上などにも寄与することから、ごはん食の意義を普及啓発し、様々な場でその実践を促します。

○減塩に配慮した食生活の実践、社会環境の整備

高血圧症や循環器疾患、脳血管疾患の予防には減塩対策が重要であることから、県民へ減塩に配慮した食生活実践についての講習会の開催など、関係機関・団体と連携し、普及啓発します。

また、食品関連事業者等が消費者に対して、減塩や健康に配慮した商品やメニューの提供を行なう際には、減塩や野菜摂取量の増加へ配慮するよう促進します。

○歯及び口腔の健康づくりと食育への取り組み

健康寿命の延伸には、健全な食生活が大切であり、特に歯及び口腔の健康は、食物の咀嚼のほか食事や会話を楽しむなど、生活の質を確保するための基礎となります。

働き盛り世代は、歯周病が増える時期でもあり、歯周病はお口の中だけの病気ではなく、糖尿病などの全身の健康にも影響を及ぼす場合があります。

高齢期は、むし歯・歯周病による歯の喪失が急増するとともに、加齢による唾液分泌量の減少、咀嚼・嚥下機能が低下による誤嚥や誤嚥性肺炎を発症することもあります。

そのため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（はちまる・にいまる）運動」やひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30（カミングサンマル）」の推進を通じて、働き盛り世代、高齢期の歯と口腔の機能及び歯科疾患についての知識や実践力の向上に努めます。

また、定期的な歯科健診の受診や専門的な口腔ケアを身近に受ける「かかりつけ歯科医」を持つよう普及啓発し、歯科保健分野から食育を推進します。

○給食を通じた健康づくりの取り組み

特定給食施設等へ食育の視点も踏まえた指導・助言を行うとともに、給食関係者・指導者の資質向上のための研修を行い、給食施設の栄養管理指導の充実を図ります。

特に従業員へ食事提供を行なう職場の食堂において、利用者の身体状況や健康状態により一層配慮した食事の提供や、給食を通じて利用者へ健康や栄養に関する情報の提供ができるよう、必要な指導や情報提供を行ないます。

また、病院や福祉施設、企業の食堂においても地場産物を活用した献立や郷土料理の提供が進むよう情報提供を行います。

○食の健康協力店の推進

県民の健康づくりを食生活の面から支援するため、「ひょうご“食の健康”運動」の趣旨に賛同し、健康的なメニューの提供や栄養成分表示などに取り組み飲食店・中食販売店の参画を促進するとともに、協力店の取り組み内容などについて周知を図ります。

(2) 食品表示への理解促進、リスクコミュニケーションの普及

○食品表示への理解促進

平成27年4月1日から食品表示法が施行されたことにより、消費者へ直接販売される加工食品や添加物への栄養成分の表示が義務化されました。

食品関連事業者等へは、新しい食品表示制度や健康保持増進効果等の虚偽誇大な広告・表示の禁止について周知し、適正表示を行なうよう指導します。

また、消費者へは、自らの健康や食生活を考え食品表示を活用し正しく食品選択ができるための知識の普及を図ります。

○食の安全安心に関する相談体制の整備

食の安全安心に関する相談に対して、県下の健康福祉事務所(保健所)や農

林(水産)振興事務所のほか、生活科学総合センターや地域の消費生活センターなどの各機関が相互に連携を図り、消費者が感じている不安や疑問の解消に努めます。

○食品の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進

食品は、それ自体が有益性と有害性の両面を持っており、常にリスクが存在します。そのリスクによって健康への悪影響が生じないように、ライフステージ(年齢層)に合わせたリスクコミュニケーション事業を展開します。

特に子供に対しては、紙芝居や実践形式の手洗い教室など興味を引く普及啓発を図り、将来にわたる衛生思想の定着に努めます。

また、消費者・事業者・行政が相互に意見交換できる事業を継続して展開することで、県民全体に食品の安全安心に対する正しい理解の普及に努めます。

(3) 災害時の食の備えの普及

○災害時に備えるために必要な食に関する知識の普及、実践力の育成

県民一人ひとりが日頃から災害の発生を意識し、“自分の食事は自分で整えられる”ことを基本に、家族の健康状態にあった食べ物や飲料水などの備蓄の促進、非常時にも応用できる調理技術の習得について、関係団体と連携し、普及啓発を図ります。

○災害時に対する備えへの助言・支援

災害時に備えて、避難所になるべき施設の整備、食料備蓄のあり方及び食品供給体制のあり方について市町へ助言を行います。

○災害時の二次的被害予防のための知識の普及、避難所等での栄養相談の実施

避難生活による栄養摂取の偏り、高齢者の生活不活発病、口腔内の不衛生による誤嚥性肺炎などを防止するため、関係団体の協力を得て正しい知識の普及を図ります。

◇ 指標と目標値

指 標	現 状 値	目 標 値
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日食べている人の割合の増加(20歳以上)	—	70%以上
<p>○ 生涯にわたって健全な食生活を実践するためには、栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要です。「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を栄養バランスに配慮した食事の目安とし、ほぼ毎日実践する人が増加することを目標とします。</p>		
食事づくり(買物・調理・後片づけ)に 参加する人の割合の増加(20歳以上)	(男性) 70.6% (女性) 94% (H27)	75%以上 95%以上
<p>○ 食事づくりに参加することは、食に関する関心を高め、家庭における食事づくりの知識や実践力の伝達につながります。</p> <p>○ 各家庭の状況に応じ、週1回以上は食事づくりに参加する人が増加することを目標とします。</p>		
毎日、家族や友人と楽しく食事をする人の割合の増加 (20歳以上)	57.3% (H27)	67%以上
<p>○ 家族や友人と、食事を楽しく、おいしく食べることは、心を穏やかにし、ふれあいを深め、豊かな人間形成にも寄与します。</p> <p>○ 家庭では家族と、職場では同僚や友人と、一人暮らし高齢者はデイサービスや近所の友人と一緒になど、その人なりに、毎日、家族や友人と楽しく食事をする人が増加することを目標とします。</p>		
ひょうご“食の健康”運動に取り組む 食の健康協力店の増加	(登録店舗数) 7,842店 (栄養成分の表示) 2,816店 (H27)	9,000店 3,200店
<p>○ 「ひょうご“食の健康”運動」の気運を高めるため、運動の趣旨に賛同し、健康的なメニューの提供や栄養成分表示などを行う「食の健康協力店」の登録店舗数の増加を目標とします。</p> <p>○ 特にカロリー(エネルギー)や食塩相当量などの栄養成分の表示は、栄養量を考えてメニューを選択できることから、食の健康協力店のうち栄養成分表示に取り組む店舗数の増加を目標とします。</p>		
災害に備え、非常用食料などを備蓄している世帯の割合 の増加(世帯)	61.7% (H27)	75%
<p>○ 非常時にも対応できる実践力を身につけておくことは、個人や地域の危機管理を進め、災害時においても食生活上の被害を最小限にすることができると考えます。</p> <p>○ 家族構成に応じた飲料水や、肉・魚などの缶詰、レトルトご飯・お粥などを計画的に買い置きするなど、災害に備え、非常用食料などを備蓄している世帯が増加することを目標とします。</p>		

柱3： 食や「農」に積極的に関わる活動の推進

◇ 現状と課題

食や「農」への関わりや、消費者と生産者が支え合う県産県消（地産地消）の推進については、これまで都市部と農村部の人の往来や農林水産業の体験を応援する取組並びに直売所の魅力向上を図る整備促進や消費者への情報発信に取り組むことなどにより、楽農生活交流人口や直売所等利用者数の増加に見られるように着実に進んでいます。今後も継続して支援することで、より多くの県民に、県産県消（地産地消）の意識の浸透を図るとともに、持続的に食や「農」に親しんでもらうことが期待されます。

一方で、地域の行事食や郷土料理を知っている人の割合は県平均で 41.4%、作ることができる人の割合は 18.4%と低い水準になっており、伝統的な食文化の継承を推進することが求められます。

◇ 推進方策

消費者と生産者の双方に県産県消（地産地消）の意識醸成を図り、より多くの県民が、県産の農林水産物等を積極的に選択・購入できる機会の拡大を図ります。そうすることで、安全・安心で質の高い生産物が県内で生産、流通、消費される循環を確立します。

また、県民の食や「農」への理解関心を高めるとともに、持続的な活動を行うことができるよう、実践の場の拡大を図るための取り組みを推進します。

加えて、ひょうごの自然と歴史を背景に育まれた伝統的な食文化の継承や、地域の特色を活かした新たな食文化の創造を推進し、ふるさとへの愛着を深めるための取り組みを推進します。

(1) 消費者と生産者が支え合う県産県消（地産地消）の推進

○県産農林水産物の購入機会の拡大

産地との連携により、食品スーパーや飲食店等への県産農林水産物の流通を拡大・強化するとともに、直売所での地元農産物の品揃えを強化するため、直売所に出荷する農業者の生産力拡大を支援します。

併せて、県産県消（地産地消）の実践拠点として、インショップを含む直売所の設置や、産直市（マルシェ）の定期開催、インターネット販売により、県産農林水産物の購入機会の拡大を図ります。

○ひょうご食品認証制度の推進

食品の安全性に対する県民の信頼を確保するため、安全・安心で個性・特長がある兵庫県認証食品を広く県民に提供することとし、認証食品の生産量の拡大に努めます。

また、ホームページでの情報発信やイベント等、様々な機会を捉えて認証食品の認知度向上に努めるとともに、食品スーパー等での取扱量を増加させ、県民が率先して認証食品を選択・購入する機運醸成を図ります。

○学校給食を通じた県産県消の促進

子どもの頃の食習慣の形成に大きく寄与する学校給食において、県産農林水産物の利用を促すとともに、児童・生徒が本県農林水産業や地元食文化への理解を深めるための食育活動を展開します。

給食メニューの検討、供給に向けた作付けなど、県・市町をはじめ学校給食関係者等と生産者の連携のもと、県産農林水産物の利用と安定的な供給を推進します。

【地産地消と県産県消】

「地産地消」は、“地域内生産・地域内消費”を略した言葉で、身近なところで生産された食べ物を食することをいい、その言葉には、「その土地、気候で育まれた食べ物がその地域の人々のところと身体に最もやさしい」という意味が込められています。この「地域」を、私たちが暮らす「兵庫県」と捉えた取組が「県産県消」です。

兵庫県が提唱する「県産県消」は、生産者サイドが、県民に安全で新鮮な農林水産物を提供し、消費サイドが県下各地で生産された農林水産物を積極的に選択することで、“農林水産業・農山漁村をともに支える県民あげての運動”として推進しています。

こうした取組は、①不測の事態に備えた身近な食料（生産力）確保や、②農地活用による県土保全等の多面的機能の発揮、③農山漁村の活力維持にもつながり、豊かな県民生活を支えることができます。

(2) 食と「農」への積極的な関わりの推進

○楽農生活の魅力発信

「楽農生活」推進拠点である兵庫楽農生活センターにおいて、栽培技術を学ぶ講座や農作業体験等のイベントのほか、市民農園や農村ボランティアなど楽農生活の魅力を伝える多彩な情報を発信し、県民が「楽農生活」に魅力を感じ、実践するきっかけ作りを進めます。

○楽農生活の実践の場の提供

気軽に「楽農生活」の体験や実践ができ、「農」の大切さを学ぶことができるよう、兵庫楽農生活センターにおいて、野菜栽培・収穫体験や農産物加工体験のほか、生きがい農業から本格就農までレベルに応じた栽培技術の習得機会を提供します。

また、市町、JA、NPO 法人、集落営農組織などの多様な主体による貸し農園や体験農園、滞在型市民農園など、利用者ニーズに応じた市民農園の開設・運営を進めます。

○「農」を支える交流・定住の促進

県民が「農」に積極的に関わる機会を創出するため、都市と農村との交流を促進する都市農村交流バスの運行支援のほか、田舎暮らしや二地域居住を応援するため、農園施設整備や空き家の利活用支援、農村地域における農作物の栽培技術等を学ぶ機会の提供等の取り組みを進めます。

【楽農生活】

兵庫県では、農作業体験や農山漁村との交流などを通じて、食や「農」に親しむ行動を「楽農生活」と名付け、その普及を推進しています。

(3) 地域色豊かな食文化の継承と創造

○地域に根付いた食文化の継承と創造

ふるさと料理に代表されるような、地域で採れる野菜や魚など様々な食材の特徴を生かし、創意工夫による無駄のない食べ方を継承していくため、地域で採れる食材を用いた料理教室の実施や、作り方などの情報をホームページ等で発信します。地域の食材の掘り起こしやその魅力を引き出すことで、地域の特色を活かした新たな食文化の創造を進めます。

特に子ども世代や若い世代への食文化の継承に向けた気運が高まるよう、地域で活動する地域団体・関係団体などの活動を支援し、食文化を通じた地域間の交流を促進します。

○給食での郷土料理等の積極的な導入、理解促進

学校給食などにおいて、県産農林水産物の利用や、ふるさと料理や和食を中心としたメニューの提供を促進するとともに、地域の生産者の出前授業、農作業体験、教材の提供などを通じ、子どもやその保護者に対して、本県農林水産業や地域の食文化、さらには、その背景となる風土や農山漁村への理解を深めます。

また、病院や福祉施設、企業の食堂においても地場産物を活用した献立や郷土料理の提供が進むよう情報提供を行います。

○魚食文化の普及と継承

日本人の生活と密着した魚食文化を継承するため、漁業協同組合及び学校給食関係者との連携等により、消費者、小・中学生等を対象に料理教室を開催し、魚介類の調理方法とともに兵庫県で漁獲・養殖されている魚介類とその旬、漁獲方法や養殖方法といった関連情報を発信する、魚食普及の取組を支援します。

また、食品スーパー等と連携して、消費者に食べ方や旬などの情報を発信しながら県産水産物を対面販売する取組を推進します。

【郷土料理】

生まれ育った土地や地域特有の料理。その土地の特産物を使ったり、全国で一般的に食べられている料理であっても、伝統的あるいは独自の調理法で作られ、食べ継がれてきた料理をいいます。

○主な郷土料理

主な特徴	料理名
地元食材を使った料理	いかなごぐぎ煮、たこ飯(生たこ・干したこ)、パチ汁、煮麺、鯛素麺、もち麦めん、鮎料理、かに料理、いかめし、黒豆煮、ぼたん鍋、はも鍋 など
年中行事や慶事弔事で食べられる料理	その地域の特有のおせち、お雑煮、巻き寿司、ちらし寿司、ぼた餅、さなぼり(煮しめ)、鯖の姿寿司、おなます(豆腐なます)、いとこ煮(里芋・小豆)、けんちゃん(豆腐・野菜)、ななちゃごはん、ちょぼ汁、あじのほほかむり、鯛料理 など
特定地域で開発・発祥し定着したご当地料理	神戸牛ステーキ、明石焼き、そばめし、ぼっかけ、かつめし、にくてん、姫路おでん、ホルモンうどん、出石そば など

◇ 指標と目標値

指 標	現状値	目標値
地元や県内でとれた農林水産物を買っている人の割合の増加	71.7% (H27)	81.0%
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や県内の農産物を日常の食生活に取り入れることで、その地域の特性に応じた食生活が形成されていきます。 ○ 地域の農産物を積極的に活用することにより、地域の活性化にもつながり、地域の農産物や馴染み親しまれた食生活が次世代へ受け継がれていくことで、新しい食文化の形成にもつながるため、地元や県内でとれた農林水産物を買っている人が増加することを目標とします。 		
直売所等利用者数の増加	2,384 万人／年 (H27)	2,830 万人／年
<ul style="list-style-type: none"> ○ 直売所は、地産地消を象徴する拠点であり、旬の新鮮な野菜などの地域産品を供給し、消費者にとって生産者や生産現場の理解が進み、また、直接消費者の顔が見えることで生産者の生産意欲の増進につながる機会となっています。 ○ 食育活動として、地元食材の入手や生産者との交流が重要な要素となるため、直売所等利用者数の増加を目標とします。 		
兵庫県認証食品流通割合（生鮮）の増加	27.7% (H27)	41.0%
<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全安心で個性・特長を有する農水産物や加工食品を「兵庫県認証食品」として認証し、食に対する不信感や不安感を取り除きます。 ○ 兵庫県認証食品の生産を拡大するとともに、生産ロットの大きい食品のさらなる認証促進などにより、県民が日常の消費生活の中で認証食品を目にし、購入できる環境整備を進めるため、兵庫県認証食品の流通割合（生鮮）の増加を目標とします。 		
兵庫県認証食品の加工品数の増加	842 品目 (H27)	1,030 品目
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県産物にこだわった加工食品は一年を通じ食生活に取り入れることができ、地域産品としての食文化を継承することにつながります。 ○ 県内農林水産物の高付加価値化を進めることは、地域の農林水産業の活性化にもつながるため、兵庫県認証食品の加工品数が増加することを目標とします。 		
楽農生活交流人口数の増加	1,124 万人／年 (H26)	1,160 万人／年
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁業体験などを通じて都市と農山漁村の交流が進むことにより、食と「農」への親しみや理解が深まります。 ○ 県民が農山漁村の様々な「農」のめぐみを楽しむ楽農生活交流人口数（兵庫県内の農林漁業体験などができる都市農村交流施設の利用者数）の増加を目標とします。 		

<p>地域の行事食、郷土料理を知っている人、作ることができる人の割合の増加</p> <p>(知っている人)</p> <p>(作ることができる人)</p>	<p>41.4%</p> <p>18.4%</p> <p>(H27)</p>	<p>50%以上</p> <p>25%以上</p>
<p>○ 各地域の食文化（行事食や郷土料理）を知り、日々の食生活に取り入れることは、その土地の自然の恵みや四季の変化を感じながら食を楽しむことにつながり、行事や作法にこめられた願いや思いとともに次世代へ伝えていくことができ、郷土への理解、誇り、愛着が生まれ、そのような人々の暮らしが地域の魅力につながります。</p> <p>○ 地域の食文化を通じた交流から人や地域のつながりが築かれ、ひょうご全体の元気にもつながるため、地域の行事食、郷土料理を知っている人、作ることができる人が増加することを目標とします。</p>		

未定稿

柱 4：食育推進のための体制整備

◇ 現状と課題

食育活動の普及と実践については、これまで毎年 10 月のひょうご食育月間やひょうご“食の健康”運動などの各種県民運動を中心に、様々な関係者がそれぞれの立場から取り組み、推進されてきました。

全ての市町で食育推進計画が策定され、より住民に身近な市町において主体的・計画的な食育推進体制が整備された結果、地域と連携した食育活動に取り組む組織・団体数は増加し、県民の食育活動を支える体制が充実しました。

しかし、食育への関心は 86.8%と 2 次計画策定時より減少しており、食育の意義を理解し実践している人は 47.4%であり、実践はまだ不十分です。

個人や家庭、学校や地域で食育活動を推進するためには、食育に関わる様々な関係者の実践と連携を強化し、継続的な活動ができる基盤整備の更なる充実が必要です。

◇ 推進方策

すべての県民が食育について理解し、自らが主体となって食育活動を実践するために、食に関する県民運動と連携を図りながら、全県が一体となった取り組みを推進します。

また、食育にかかわる人材育成や資質の向上、ボランティアなど関係機関・団体の活動強化、団体間の新たな連携づくりなど、食育を推進する体制の充実に図ります。

(1) 食育に資する人材育成、ボランティア活動の充実強化

○いずみ会リーダー（食生活改善推進員）の養成、いずみ会活動への支援

地域で食育活動の中心となるいずみ会リーダー（食生活改善推進員）を養成し、食育活動の担い手の増加に努めます。

また、兵庫県いずみ会の活動の充実・強化を図るため、必要な情報の提供、研修会や実践活動への支援を行ない、資質向上を図ります。

○食の健康運動リーダーによる活動支援

幼児やその保護者を対象に調理実習などの食育活動を行う食の健康運動リーダーによる活動を支援し、ボランティア活動の充実に図ります。

○食育の推進に関わる団体やボランティアの活動支援

地域における食育を効果的に進めるため、食育推進にかかわる多種多様な関係団体に対する情報提供、研修会や実践活動への支援を行ない、資質向上を図ります。

○管理栄養士・栄養士の育成

地域特性をふまえ総合的かつ計画的に食育を推進するために、市町管理栄養士・栄養士の配置促進、その資質向上を図ります。

子どもの健全育成、医療や介護などそれぞれの分野で活躍する管理栄養士・栄養士を対象に、食育の視点も踏まえた研修会の開催支援など、栄養士会等と調整し、その資質向上を図ります。

特に保育所や事業所などの給食施設においては、施設利用者への栄養管理の質の向上を図る観点から、管理栄養士・栄養士の配置促進に関する取り組みを推進します。

また、各管理栄養士・栄養士養成施設においては、食育に関してより高度な専門的知識を備えた管理栄養士・栄養士の養成を図ります。

○専門職種の資質向上

地域において食育推進に携わる多種多様な専門職種の資質向上を図るため、研修会などを開催するとともに、各団体においては専門性を生かした取り組みを積極的に行うため、資質向上に努めます。

(2) 県民と一体となった活動の推進、連携体制の強化

○ひょうご食育月間の設定、普及啓発

県民の食育への関心や意識を高めていくため、県、市町、地域団体・関係団体などが協力して、食育活動を重点的かつ効果的に取り組む月として毎年10月を「ひょうご食育月間」と定め、その周知と定着を図ります。

○ひょうご“食の健康”運動の推進

「ごはん」「大豆」「減塩」に焦点をあて、「食事はバランス ごはん、大豆と減塩で元気なひょうご」をキャッチフレーズに展開する「ひょうご“食の健康”運動」を、職域、地域及び市町と連携を図りながら、(公財)兵庫県健康財団と一体となって推進します。

○おいしいごはんを食べよう県民運動の推進

ごはん中心の健康的な食生活の実践を呼びかけるとともに、米を生産する農業・農村の大切さ並びにその保全と継承を提唱する「おいしいごはんを食べよう県民運動」を、健康、教育、農業、消費等の様々な分野の地域団体や市町などの200を超える会員の自主的な取り組みにより、全県域で展開しています。

この活動の理念が県民にしっかりと共有され、県民総力挙げての運動としてさらに広がり地域に定着するよう、関係団体や市町、「ひょうご”食の健康”運動」等と連携を図りながら推進します。

○朝ごはんを食べるための取り組みの推進

朝食を食べることなど健全な食生活の実践に向けて、学校、幼稚園、保育所、PTAなど社会教育団体、地域団体・関係団体、企業、市町などと連携しながら地域全体で取り組みます。

「ひょうご“食の健康”運動」、「おいしいごはんを食べよう県民運動」、「『早寝早起き朝ごはん』国民運動』や様々な食育活動の場においても朝食の大切さについての趣旨を踏まえた活動を推進し、さらなる広がりを目指します。

○各種団体の食育活動の推進

食は生産、製造から消費まで幅広いものであることから、様々な活動を行う団体、企業などがその活動の中に食育を取り入れて新たな食育活動の担い手が増えるよう働きかけを行うとともに、食育に取り組む団体などを把握し、その活動を支援します。

○地域における食育活動の連携、強化（食育連絡会議の開催など）

地域において食育推進に関わる関係機関や団体、学校や市町など、幅広い分野にわたる関係者で構成する会議を開催し、情報共有、連携強化を図り、地域特性に応じた食育活動を展開します。

○食の安全安心と食育審議会の開催

食の安全安心と食育に関する重要事項を審議するための諮問機関である「食の安全安心と食育審議会」を定期的で開催し、計画の進捗状況を踏まえた計画の見直しについて審議を行い、施策に反映します。

また、食育に関する課題に応じた専門部会を設置し、各分野の専門的な協議や意見を求め施策に反映します。

(3) 栄養・食生活に関する調査研究、情報収集、発信

○県民の健康や食生活の状況把握

健康づくりや食育に関する施策を図るための基礎資料として、県民の身体状況、食生活及び生活習慣、食育に関する意識等を把握する調査を実施し、結果を公表します。

○食育プログラム、教材などの開発・提供

食育活動の推進を図るため開発した食育プログラムや教材についての情報を、市町や関係者、県民に広く公表し、地域の食育活動を支援します。

また、食育プログラムや教材の開発を、関係者をはじめ大学や民間施設などと連携して積極的に行います。

○食育に関するわかりやすい情報の発信

食を通じた健康づくり、農林漁業体験、食文化など食育に関する様々な情報を入手できるよう、ホームページを充実させるとともに、食品販売店や飲食店、インターネットや情報誌、イベントなど様々な媒体や機会を活用して、食育の情報をわかりやすく発信するように努めます。

○幅広い情報の収集及び活用

市町、食品関連事業者、地域団体・関係団体などが相互に連携して、効果的な情報を発信するとともに、県民との対話や交流を通じて県民の意見や考え方などを積極的に把握し、それらを踏まえ施策に反映させます。

◇ 指標と目標値

指 標	現状値	目標値
食育に関心のある人の割合の増加	86.8% (H27)	90%以上
○ 食育の推進は、全ての県民が対象であり、より多くの県民が食育に関する正しい知識のもと、それぞれの立場で食育を実践することが必要です。引き続き、食育に関心のある人が増加することを目標とします。		
食育の意義を理解し、食育活動を実践している人の割合の増加	47.4% (H27)	60%以上
○ 食育を県民一人ひとりにまで浸透させるためには、家庭の中での取り組みや、学校や地域の食育活動への参加、他者への働きかけなど、食育に関する活動を、より多くの県民が実践することが何よりも重要なため食育の意義を理解し、食育活動を実践している人の増加を目標とします。		
地域と連携した食育活動に取り組む組織・団体の増加	360 団体 (H27)	610 団体
○ 食育活動を県民運動として推進し、県民一人ひとりが継続的に実践するためには、県下各地で食育に関するボランティアの役割が大きな力となるため、地域と連携した食育活動に取り組む組織・団体の増加を目標とします。		
地域団体・関係団体が参画した市町食育推進会議の開催	—	全市町
○ 市町が地域の特性を踏まえて作成した食育推進計画の推進を図るためには、住民により身近な市町において、推進体制を整備することが必要です。このため、健康づくり、教育、農林などに関わる地域団体・関係団体が参画した食育推進会議が全市町で毎年開催されることを目標とします。		